

## 本日の会議に付した事件

平成27年第4回山元町議会定例会(第3日目)

平成27年12月10日(木) 午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成27年第4回山元町議会定例会第3日目の議会を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

---

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、9番遠藤龍之君、10番高橋建夫君を指名します。

---

議 長(阿部 均君) 日程第2. 一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し明確に、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

議 長(阿部 均君) 8番大和晴美君の質問を許します。大和晴美君、登壇願います。

8番(大和晴美君) はい、議長。おはようございます。東日本大震災から4年9カ月となりました。町長初め、役場職員の皆様にはこれまでのご尽力に対しまして、敬意を持って心より感謝申し上げます。

大綱1は、安心・安全なまちづくりのための整備の推進についてです。

細目1としまして児童公園のベンチ、遊具等の危険箇所の総点検とその整備促進をしようか。例を挙げますと、太陽ニュータウンの南側の公園のベンチは、危険な状態でしたので担当課に確認したところ、現在、ビニールテープで巻いていただき、使用禁止の張り紙がされております。

細目2としましては、大震災により公園の土台等の破損のひどい箇所の整備を急いではいかがでしょうか。大震災により松波住宅の北公園は、公園を囲むブロックが傾いたり壊れたりしていますが、ずっとそのままになっておりました。

細目3としまして、大型ダンプの頻繁な通行による町道等の補修を急いではいかがでしょうか。復旧事業のため大型ダンプが活躍し、交通量が増加しております。鷲足地区内の東街道は道路のゆがみがひどく、ストロベリーラインの南のほうは道路にへこみが

見られ、安全運転に支障を来すのではないのでしょうか。

大綱2は、子育て支援の拡充についてです。

細目1としまして、子育てするなら山元町の今後の具体的な対策をお伺いいたします。

細目2としまして、チャイルドシートの貸し出しの検討をされてはいかがでしょう。白石市や多賀城市では、現在は行われていないそうですが以前は行われていたそうです。チャイルドシートは新品のものにこしたことはありませんが、必需品であり、また限られた期間の使用であることから、リサイクルの声がけも考えられると思います。

細目3としまして、町独自の出産祝い金の創設をされてはいかがでしょう。例えば第1子5万円、第2子10万円、第3子20万円、第4子30万円というふうにです。第1子から支給する市町村は少ないようですので、子育て世代にとってありがたいのではないのでしょうか。

大綱3としまして町民の安心・安全な生活の対応についてです。大綱1にも安心・安全を掲げましたが、大綱1をハード面とすればソフト面となります。

細目1としまして、緊急利用情報キットの創設をされてはいかがでしょう。本日、見本をお持ちしました。かかりつけ医やお薬手帳の写し、本人の写真などの情報をこういう容器に入れたものであります。保管場所がわかりやすい理由からどこのお宅でもある冷蔵庫に保管します。そして、このキットが入っていることを知らせるシールというのがあります。このシールを冷蔵庫の扉と玄関の内側に張っておき、万が一の救急時に備えます。持病や服薬等の医療情報を確認することで適切で迅速な処置が行えますし、また、救急連絡先の把握により救急情報キットにない情報の収集や親族などのいち早い協力を得ることが出来ます。救急医療情報キットの対象は65歳以上のひとり暮らしの方、障害のある方、健康上、不安を抱えている方に無料で配布している自治体もあり、近隣では蔵王町、川崎町、大河原町、角田市でも実施しており、本町においても実施すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

細目2としまして、婚活支援の現状と今後の対策をお伺いいたします。本日の河北新報に、婚活支援で地元を輝かそうという山元町の記事が大きく取り上げられました。

以上、大綱3件、細目8件についてご質問いたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、安全・安心なまちづくりのための整備の推進をについての1点目、児童公園のベンチ、遊具等の総点検とその整備促進についてですが、町内9カ所の遊園施設における遊具等の整備状況については、昭和45年の山下遊園の遊具設置から始まり、そのほとんどが昭和50年から60年代にかけて整備をしたものであります。

遊具については、遊園整備の際にあわせて設置したものがほとんどであり、塗装等の修繕等は行ってきたものの、古いもので設置からおおむね40年以上経過している遊具もありますことから、改めて今年度、全遊園施設において専門業者による遊具点検を実施したところであります。

この遊具点検結果を受け修繕、または対策が必要とされる一部の遊具については使用を禁止しており、その遊具等の撤去に要する費用について本議会に提案している状況であります。

このような状況でありますことから、次年度以降における老朽化した遊具等の更新や

撤去等の方向性を検討するに当たり、子育て世代の意見や実際に遊んでいる子供たちの現状も把握しながら、安心・安全な遊具施設としての整備促進に向け計画的に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、大震災により破損した公園の整備についてですが、ご指摘のありました松波住宅の公園は、昭和53年に町が住宅の開発業者から取得した公園でございます。現在、行政財産の公園緑地として管理しているものであります。

この公園の側溝等の破損について傾きやずれなどが発生している状況であることは把握しており、早急な対策を講じてまいりたいというふうに思います。

次に、3点目、町道等の補修についてですが、復旧事業の進捗に伴う土砂需要の高まりにより、運搬するダンプトラックの交通量が増加し、町内各地で路面損傷が顕著であることは、道路パトロール等により確認しているところであります。

路面補修工事は、社会資本整備総合交付金事業、通称略して社総交というふうに呼ばれている事業でございますけれども、これと町単独事業によって緊急性の高いところから順次工事を実施しておりますが、想定以上に路面損傷が発生していることから、補修工事が追いつかない状況にあります。現在、路面損傷が著しい一部の箇所になりますが、土取り業者との協議により、交通量に応じた舗装強度に上げた上で費用分担することになったことから、本定例会に補正予算を計上しております。

また、路面損傷は、復興工事のダンプ運行が主な原因であることから、復興交付金での路面補修工事の実施について復興庁へ相談を行っている中で、道路の損傷度や補修工法の選定等について詳細な資料を提出する必要があるため、町全体の路面正常調査が必要となり、あわせて本定例会に補正予算を計上しております。町としましても、今後、必要な財源確保に努めながら関係機関との連携を密に行い、早期に路面補修工事が完了するよう鋭意努力してまいります。

次に、大綱第2、子育て支援の拡充についての1点目、子育てするなら山元町の今後の具体的な対策及び2点目、チャイルドシートの貸し出しの検討、並びに3点目、出産祝い金の創設についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

町では、子育てするなら山元町の実現を図るため、町内の若手職員を中心として構成する子育て支援定住促進プロジェクトチームを昨年10月に立ち上げており、子育て支援に係る施策や定住促進につながる施策等について調査、検討を進めているところであります。今年度は、これまで3回の会議を開催し、出会い、結婚、妊娠、出産から子育て教育、定住といったライフステージごとに切れ目のない支援を検討しているところであります。

チャイルドシートの貸し出し及び出産祝い金についても、新規施策の一案としてその事業効果やニーズを検討し、先進地での取り組み事例等も参考にしながら、同プロジェクトチームにおいて事業化に向け検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、来年度に向けて取り組み始めた具体的な新たな支援策の一つとしては、本定例会に補正予算として計上しているところであり、従来まで小学校放課後児童クラブ利用料の納入方法については、金融機関の窓口納付のみの取り扱いとしていたところですが、保護者からの要望もありましたことから、講座振替での納入方法の拡大について取り組んでおります。

そのほか、今後の具体策につきましても、今年度から開始しております子育て支援に

関する各種新規事業の継続、拡充を図ることはもとより、子育て世代のニーズに合致した新たな支援策を講じるなど、トータルの、かつ継続的に子育てしやすい環境の向上に向け鋭意取り組んでまいり所存であります。

次に、大綱第3、町民の安心・安全な生活の対応についての1点目、救急医療情報キットの創設についてですが、救急医療情報キットは、緊急時の連絡先や常備薬等の医療情報等をコンパクトに保管し、緊急時において救命活動に積極的に生かせるツールであり、大変重要な救命手段の一つと捉えております。

本町における救急医療情報キットの配布等の取り組みについては、平成22年度において町の社会福祉協議会が検討を開始し、事業の実施に当たっては民生委員協議会と連携を図りながら配布案などについて協議をしていただいたところでありましたが、大震災によって発注、入荷作業が中断され事業がとまっていた状況でありました。その後、平成24年度には、日本赤十字社から救急医療情報キット1,500セットの提供が町社会福祉協議会にあり、ことし2月に社会福祉協議会開催の地域支援ネットワーク全体研修会において地域住民や民生委員へ説明を行い、配布の申し出のあった行政区等に200から300セットを配布し、事業展開を図ってきたと伺っております。

町といたしましても、この救急医療情報キットにつきましては、救急搬送や救急医療の現場における初動対応に大きく貢献するものであり、有用性は十分認識しておりますことから、消防署、民生委員協議会、包括支援センター、介護事業所など関係機関との情報共有や周知徹底に努め、社会福祉協議会と連携を図りながら救急医療情報キットの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、婚活支援の現状と今後の対策についてですが、本町においては、少子高齢化に加え20歳から39歳までの未婚率が平成22年国勢調査ベースで町が独自に試算したところ、59.8パーセントと県内でも高い数字となっている現状を鑑み、今年度から町の新たな取り組みとして婚活支援事業に取り組んでおります。

当初、他の自治体同様、婚活イベントの開催実績がある民間企業への委託による婚活パーティー等の開催を検討しておりましたが、本町の婚活事業については、継続性のある事業として進めることが必要であると考え、事業の再構築を進めてきたところであります。

このことから、婚活イベントの開催を含めたマネジメント業務を町内のNPO法人JRAに委託し、公民連携による婚活事業が実施できる仕組みを進めてまいりました。先ほど大和委員からもご紹介ありましたように、きょうの地元紙にその活動の一旦が大きく取り上げられているところでございます。具体的には、地元で活動している若者や町内企業に勤務する独身男女を中心に16名で構成する婚活企画チームを組織化し、そのチームが中心となって婚活イベントを企画立案するというもので、参加者目線での婚活イベントの開催を目指すものであります。

このような中、先月の8日、小平農村公園を会場に開催した初の婚活イベント「小さな田舎町で出会う縁結び芋煮会」には、20代から40代までの独身男女計25名の参加をいただき、早速4組のカップルの誕生を見たところであります。

さらに、今月20日には、イルミネーションのライトアップイベント、コダナリエを主催する小平区のコダナリエ実行委員会のご協力のもと、第2段としてイルミネーションづくりを取り入れた婚活イベントの開催を予定しており、現在、各メディアを通じて

参加者を募集しているところであります。

今後の婚活事業については、婚活企画チームを中心により実効性のある婚活イベントが開催できるよう継続した支援を図るとともに、婚活事業への取り組みや婚活イベントの実施について、町内外に広く発信すると同時に、町内事業所にも積極的に参加を呼びかけるなどPR活動の強化を図りながら鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、大綱1番、1つ目と2つ目に関連しまして、児童公園の管理整備は保健福祉課、その他の公園についてはまちづくり整備課担当と教えていただきました。今回指摘させていただいた整備の遅れを考えたとき、整備管理の一元化も考えられますが、町長のお考えをお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに今の公園の管理につきましては、身近な公園等につきましては保健福祉課のほうで、町全体としての利活用に供するものについては、基本的にはまちづくり整備課なり生涯学習課というような形でそれぞれ目的に応じて所管課が異なるというふうな状況がございますけれども、やはりこの施設のご指摘いただいたような管理の状況を見ますと、やはり餅屋は餅屋といいますか、一元管理の中でしっかりと維持管理をしていく必要があるんじゃないかなど、そういうふうな問題意識を持っているところでございますので、これは新年度に向けての組織の業務分担等の中で検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。次に、大綱2番、2つ目の細目に関しまして、チャイルドシートは年子さんや年の近いお子さんのいる家庭では大変助かるのではないかと思います、ぜひニーズの検討をお願いしたいと思います。お答えは結構でございます。

次に、大綱3番1つ目の緊急医療情報キットに関しましてですが、先ほどご説明の中でことし2月に配布の申し出のあった行政区に200から300セットを配布されたというふうにお伺いいたしました。配布の申し出のあった行政区がおわかりになれば、教えていただきたいと思っております。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、ただいまの救急医療情報キットの配布状況についてです。こちら町の社会福祉協議会のほうで配布しておりまして、情報を確認してございます。ことしの2月から3月に配布をしているということですので、4地区ございます。まず、つばめの杜の西のエリアの常盤会さんのほうに100セットほど、あと久保間行政区さんのほうに20セット、あと中山区さんのほうに3セット、あと花釜区さんのほうに100セットで配布個数は223セットとなっております。以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。この緊急医療キットの貢献された例というのは、具体的にお聞きになっていましたでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。実際の活用状況についてはちょっと把握してございません。社会福祉協議会のほうからは連絡はなかったです。確認はしてございません。

8番（大和晴美君）はい、議長。それでは、これで以上、大綱3件、細目8件についての私の一般質問を終わりたいと思っております。

議長（阿部 均君）8番大和晴美君の質問を終わります。

議長（阿部 均君） 7番菊地康彦君の質問を許します。菊地康彦君、登壇願います。

7番（菊地康彦君） はい、議長。それでは、7番菊地康彦でございます。私は、今回山元町議会選挙におきまして、山元町が東日本大震災から復興、発展期を迎えるに当たりまして、町民皆様に対して思いやりのあるまちづくりを行うため立候補し、おかげさまでこの壇上に立つことができました。その記念すべき12月定例議会に私の一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、我が町の現状を発展期、つまり新しいまちづくりと位置づけ、大綱3件、細目6件の質問をいたしたいと思います。

我が町の人口の減少は、町長の説明にもありますように、最重要課題だということがあります。人口の流出の抑制、それから移住の促進のためには、この町に住みたい、住んでよかったと思われる政策が必要と思います。町の魅力がなければ達成できないと思います。そして、そのためには遊べる町、おいしい食べ物がある町、見どころがある町、そして、安心して住める町、働くところがある町という人を引きつけるような何らかの魅力がなければ、新しいまちづくりはなし得ないと思います。

そこで、その思いを込めた質問をいたしたいと思います。大綱第1ですが、遊べる町、見どころのある町、働くところがある町の観点から、人口減少、少子化対策についてということで細目2件を質問いたします。次に、大綱2では、安心して住める町として医療と福祉対策について細目2件を質問いたします。最後に、大綱3では、おいしい食べ物がある町の観点から、我が町の基幹産業の一つ、農業の再生と課題について細目2件を質問させていただきたいと思います。

大綱第1、人口減少対策と少子化対策についてから（1）山元町は震災前より人口減少が顕著にあらわれていますが、町長は基本的な対策をどのように考えているのか。

次に、人口減少と密接な関係があります子供は町の宝と申しますように、これからのまちづくりにはなくてはならない子供たち、町長は我が町の少子化対策はどのように考えているか、以上、細目2件についてご質問いたします。

次に、安心して住める町に欠かせないのに医療があります。現在、救急医療体制の病院や入院施設のある病院が互理郡内には少なく、住民は不安を持っていると思います。

そこで、大綱2、独立行政法人国立病院機構宮城病院と地域医療や住民の健康づくりの推進に関する相互協力協定を締結しましたが、これまでの成果についてと今後の方針についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、思いやりのあるまちづくりに欠かせない福祉についての質問です。山元町には身体や精神に障害を抱えている世帯はどのくらいか。また、今後、どのような支援を考えているかを質問いたします。

次に、我が町の産業、今回は農業についてご質問します。農業は新しいまちづくりに欠かせない大切な産業ですが、大綱第3、新しい農業形態をつくる東部地区農地整備事業は、現在、どのような進捗状況か。また、今後の見通しについてご質問いたします。

そして、最後になります。細目2、山元町の基幹産業のイチゴは、東日本大震災より復旧し震災前の生産量に近づいております。今後の課題はどのように考えているか、以上、ご質問します。

議長（阿部 均君） 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、人口減少対策と少子化対策についての1点目、人口減少対策についてでございますが、私といたしましては、これまでも申し上げておりますが、人口減少対策は、本町の最重要課題と認識するとともに、総合的かつ中・長期的に取り組むべき課題であると考えております。

また、短期的には、全国的な人口減少傾向に加え、大震災の影響により、本町の人口減少は当面避けられないという見通しではありますが、基本的には震災復興計画や各種関連計画に掲げる諸施策を総合的、かつ着実に進めることにより人口減少の抑止を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、防潮堤や防災緑地、二線堤等による津波に対する多重防御機能を初めとする防災、減災機能の整備や宮城病院との相互協力協定に基づき地域医療の充実強化を図るなど、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、内陸に移設されるJR新駅や宮城病院を中心に据えた新市街地整備事業においては、人口や商業施設、医療・福祉施設、公共施設等の集積を図り、各市街地においては、車を使わなくても日常生活の大部分の用事が済ませられる環境を形成することで、皆が寄り添い、住む人一人一人の負担が少ない便利でコンパクト、かつ町の顔となる利便性と快適性を備えた拠点、居住空間の構築を図るほか、子育てするなら山元町の実現に向け、子育て拠点の整備や若者や子育て世代のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施するなど、若者にとっても高齢者や子供にとっても住みやすく優しい、誰もが住みたくなるようなまちづくりに取り組んでまいります。

これに加え、雇用の創出、確保も重要であり、町内事業者による事業拡張や企業誘致及び新市街地への進出が決定した商業系事業者での雇用など、一定の雇用機会の創出が見込まれておりますが、今後、国が進める地方創生の動きなどとも連携し、さらなる雇用の創出、町内就業機会の確保等に取り組んでまいりたいと考えております。

これらと並行して町の情報発信拠点として計画している交流拠点施設について、一体型の道の駅として整備する計画を進めており、完成の折にはインターネット等の多様なメディアから全国的に情報発信されることが期待され、本町の知名度や特産品情報が飛躍的に向上し、交流人口の拡大や町内経済の好循環につながるものと期待しております。

また、先ごろ、JR東日本と協力、連携して事業を進めてきたJR常磐線の内陸移設について、当初予定の平成29年春から28年12月末までに運転再開を前倒しすることが発表され、人口流出の抑止、復旧・復興の加速が期待されているところですが、同様にNEXCO東日本との連携により、常磐道山元南スマートインターチェンジの早期供用開始に努め、町内の地域振興、産業振興や交流人口、定住人口の拡大など復興創生のさらなる加速を図ってまいります。

これらの震災復興計画等に掲げる復興関連事業を一日でも早く完了させ、誰もが住みたくなるような魅力的なまちづくりを実現することで、人口減少の抑止を図りたいと考えております。

次に、2点目、我が町の少子化対策についてですが、竹内和彦議員、大和晴美議員の回答と同様であります。

次に、大綱第2、医療と福祉対策についての1点目、宮城病院との相互協力協定の締結に関するこれまでの成果と今後の方針についてですが、地域の拠点病院であり、町にとっても大切な医療資源である宮城病院を守っていききたいという思いから、新たな関係

強化の構築に向け、ことし6月、病院長との意見交換会を実施し、亘理地域の連携強化によって医療資源の確保に資する相互協力協定を締結する運びとなったものであります。

この協定については、定期的な情報交換会の実施や健康づくりの推進、環境整備支援、地域医療の推進などにおいて、3者が相互に連携協力を図ることが盛り込まれております。

今年度の具体的な取り組みとしては、去る10月4日に宮城病院周辺の環境整備を目的としたボランティアによるクリーンハイキング事業を行い、地域の皆様や復興にかかわる事業者の皆様の協力を得て敷地内の草刈り、低木の剪定などを実施したところであります。

また、これらに加え40歳、50歳、60歳、65歳の国民健康保険の加入者を対象とした脳ドック検診事業や、さらには75歳以上の希望者に対して後期高齢者個別健診事業を実施いただくなど、受診された方々から大変好評を得ている状況であります。

宮城病院は、制度改正により国立の名称は残っているものの、独立行政法人として独立採算制を求められている状況にある中、救急告示病院として本地域の2次救急医療を担っていただいております。また、亘理地域のみならず、近隣市町からも多くの住民の方々が入・通院しているなど、本地域にはなくてはならない大切な医療資源であると認識しております。

今後につきましても、住民の安心・安全の確保のため、宮城病院との連携を密にし、相互協力協定に基づく3者間の連携を図りながら、本地域医療の安定的な確保に向け今年度実施しました各種事業の継続拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の子育て支援策にもつながるような医師確保に資する新たな支援策を講じるなど、継続的かつ強固な協力関係の構築に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、2点目、山元町における障害福祉施策についてですが、本町における身体、精神手帳保持状況は、今年12月時点において670世帯となっており、具体的な人数については、身体は568世帯、602名、精神では102世帯、103名という状況となっております。

障害のある方々が社会の中で孤立せずに本人の自己選択、自己決定が尊重され、能力や個性を發揮できる場や生きがいを創造できる社会環境づくりが求められておりますことから、町ではことし3月、支え合いと触れ合いのある健やかな町の基本理念のもと、第2期障害者計画及び第4期障害福祉計画を策定したところであります。

こうしたことから、本町の障害福祉施策の総合的な推進を目指し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、各種福祉サービスの提供援助や調整等を行うとともに、適切な相談や指導、または医療サービスが受けられるような計画、相談、支援体制を確立することとしております。具体的には保険福祉課の窓口のほか、指定管理を行っている社会福祉協議会やすらぎ作業所において、今年度から相談支援員を増員し、さまざまな相談が行えるよう研修等を実施し、本人及び保護者の方々が抱える課題の解決に向けてきめ細やかに対応できる体制づくりや関係機関との連携の強化に努めているところであります。今後とも計画、相談、支援体制の充実のもとより、障害福祉サービスの充実、地域移行生活の推進など暮らしやすいまちづくりの推進により、障害福祉対策の充実に努めてまいります。

次に、大綱第3、農業の再生と課題についての1点目、東部地区農地整備事業の進捗

と今後の見通しについてですが、事業主体である県の基本的な施行方針として事業同意率の高い区域から先行し面的に整備しており、今後も順次施行区域が拡大されることとなっております。現在の進捗状況を具体的に申し上げますと、去る10月31日現在の事業同意率は農用地88.8パーセント、非農用地69.8パーセントとなっており、権利者が特定できた分の同意率については、農用地92.4パーセント、非農用地83.1パーセントとなっております。さらにこれを面積ベースに置きかえますと、農用地92.2パーセント、非農用地92.8パーセントの同意を得ております。

また、後日の補正予算案の際にご説明申し上げますが、今般、復興交付金を活用した防災集団移転促進事業に係る被災土地の買い取り拡大に関する予算を計上しております。これらの事業を有効に活用することにより、さらなる同意率の向上が図られますことから、土地の正常化に対しても一定の効果が得られるものと期待するところであります。

一方では、自主利用等の理由により同意が得られず、面的な整備が困難と判断される区域については、事業区域からの除外を検討せざるを得ない状況にありますが、1筆でも多くの土地が事業区域に取り込めるよう、引き続き地権者に対する懇切丁寧な事業説明を心がけ、同意徴取事務を進めてまいります。

工事の進捗については、新浜地区においてことし3月から工事が開始され、完成した圃場から順次引き渡しが行われております。4月上旬からJAみやぎ互理が出資する法人によりジャガイモやサツマイモの試験栽培が行われ、現在は14ヘクタールの広大な農地全面にタマネギが植えつけられております。

また、花釜区の矢来地区においても、ことし5月から14ヘクタールの工事が開始され、うち、2.5ヘクタールの圃場で7月上旬から本町出身の事業者が主体となり組織された法人により芝の試験栽培が行われております。栽培する経営体からは順調に成育しているとの報告を受けており、圃場の完成に伴い、さらに栽培面積が拡大される予定となっております。

今後の見通しについてですが、早期の工事着手と速やかな経営体への引き渡しのため、事業主体である県と日々施行調整を行っております。11月末までには新たに新浜地区、笠野地区、東花釜地区、磯地区の5つの工区の工事契約が締結され、4地区で110.8ヘクタールの畑地整備が進められております。追って8工区、165.7ヘクタールの水田及び畑地の整備工事が発注される計画となっておりますが、今後とも事業主体である県とともに最終工期となる平成29年3月の工事完了に向け、遅延のないよう徹底した工程管理に努めてまいりたいと考えております。

山元東部地区農地整備事業は、農業や他の産業の振興、再生を担う重要な事業であることはもとより、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部一帯の土地の正常化を図るべく必要不可欠な事業でもあります。また、用排水の分離や幹線排水路の整備、排水機場の能力向上など排水関連施設を整備することにより、長年懸案でありました沿岸部の排水対策についても一定の効果が得られるものと期待するところであります。

町としましても、県を初めとする関係機関との連携をこれまで以上に密にし、被災農家や意欲ある経営体の一日も早い営農再開に向け鋭意努力してまいります。

次に、2点目、基幹産業のイチゴの今後の課題についてですが、本町の基幹産業である農業において、特にイチゴは必要な部分と認識しております。そのため、大震災からの復興ではいち早く国の復興交付金事業などを初め、イチゴの苗の提供を受けるなど、

全国からのありがたい民間支援も活用し、公民力を合わせイチゴ産地の復旧を図ってきたところでもあります。

復旧3年目にして生産量は推計で約1,350トンとなり、震災前の水準をほぼ回復しつつあります。しかしながら、イチゴの今後を見据えた場合、各種復興事業で整備した園芸施設の更新やさらなる振興策が課題と考えております。施設更新費用につきましては、まず施設の長寿命化を図る対策が重要と考えており、農家が定期的に点検、修理、補強を行うなど保守点検を確実に行うことで施設の耐用年数の延伸に努めることが大切であります。

賃貸契約により施設管理は被貸与者である農家の管理責任としておりますが、町としても、施設の耐用年数を踏まえ随時点検、確認に努めたいと考えております。

また、施設の減価償却期間を念頭に毎年、経費の中に施設の更新費用を計上し、更新時期に備えることも重要であると考えております。現在、農家でもイチゴの売り上げの一部を定期的に積み立てる取り組みを進めていると聞いておりますが、いわゆる減価償却費計上の考え方を取り入れた経理手法の採用など経営指導についても、イチゴ農家やJAみやぎ亘理などと協議し、進めてまいりたいと考えております。

次に、さらなるイチゴの振興についてですが、まず、品質向上や付加価値の高い品種の栽培や商品化による取り組みが考えられます。具体的には、付加価値を創出するため農商工連携による6次産業化を図る取り組みや、本町を訪れないと味わえない完熟イチゴや観光イチゴ園の摘み取りなどの差別化、希少価値化を図る取り組みも必要であると考えております。

以上の取り組みについては、今後、農産物のブランド化による競争力ある産業の強化として、地方創生戦略の施策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、ご回答いただきまして再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、大綱第1の人口減少ということでございますが、けさの新聞にも10月と11月末の人口比で9名ほど増加になっているということで、喜ばしい記事も出ております。この方々は、恐らくみなし仮設等で町外を離れていた町民の方かと予想もできるようですが、現在、町外にみなし仮設として流出されている方々の人数がわかれば教えていただきたいと思っております。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。11月末現在のデータということで県のほうから来ている資料になります。こちらによりますと、みなし仮設、284件ということで人数につきましては676人という情報が入っております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。かなりの戸数、それから人数ということなんですが、この方々、これからみなし仮設が廃止されるということになれば、山元町のほうに帰ってきていただけるか、そういった調査なり、意向調査を行っているのかどうか、もし行っていれば、その結果をお聞かせ願いたいと思っております。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。情報提供等につきましては、随時広報なりなんなりということでいろいろさせていただいております。その中で、被災者支援といたしましては、再建の意向の確認、そういったことにつきましては調査のほう、させていただいております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。その調査の結果というところ、戻る意思がある方は多いんでしょうか。

被災者支援室長（渡邊隆弘君）はい、議長。再建意向というふうな確認ということで行っておりますので、災害公営住宅のほうに希望されていますとか、自前で被災地のほうに戻るとかということのないような調査でございます。調査との中では、やはり出ていった方が若い世帯というふうなこともありまして、戻るという方々につきましては、人数的には少ないというふうな状況を感じております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。人口をふやすというのはとても大変なことで、一番手っ取り早い話というところあれなんですけど、今、そういう方々が戻られるのが本当は好ましいなと思っておりますが、それでは、山元町の職員の方も町外に震災だったり家庭のご事情によってお住まいになっている方もおりますが、こういった方々も山元町のほうに戻っていただけるか、そういうのも私たちの少なからずの希望なんですけど、そういった推進なり、そういったものはなさっているのかどうかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ご質問の件でございますが、自治体として町外に出ていることは否めず、町としても許しているというところでございます。

なお、町外にお住まいになっているという部分に対して、山元町への貢献というふうな部分の取り組みとしましてふるさと納税制度を創設をし、これの利用促進を図っているということでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。本当に今の家庭というのは核家族がふえているということもあるんですが、本当に山元町自体が人口減を余儀なくされているものですから、ぜひ職員の方々には山元町に戻ってきていただいて、ふるさと納税も結構なんですけれどもこれにも費用がかかります。なるべくそういうものをこれから大いに町全体として考えていただいて、職員を一刻も早く戻せるような体制を願ひまして、次に移ります。

新市街地の定住促進ということもうたっているようなんですけれども、私も町内歩くと、空き家があるよという情報もお聞かせいただいております。いろんな新聞、テレビの報道を見ると、ふるさと創生、地方創生の中になかなか新築の住宅で土地を求めるといって大変な家庭もあると。その中でそういった空き家を利用して仕事の面でも町で働けるような体制をとるのも、一つの人口をふやす手だてになるんじゃないかと思っておりますが、その点の検討はなさっているのかどうかご質問いたします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。山元町の定住促進事業ということで、この事業については平成20年度から実施している事業でございますが、今年度27年度から補助の内容を強化いたしまして、この中古住宅の取得についても、町外者であれば、最大100万円というような補助制度を実施しております。そういった観点からそういった中古住宅等を購入していただいて、新たに山元町のほうに住んでいただきたいというような事業の取り組みも実施いたしております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。取り組みとしてやっているということなんですけれども、ぜひ我が町にはいろんな、先ほどお話しあったようにいろんな産業、それから海あり山ありということで、以前、私が知り合った転入者の方にお話を伺うと、なぜここに来たのと聞くと、たまたま釣りに来た。釣りに来て本当にいいところだということで、それがきっかけで山元町に家族で引っ越してきたという事例もあります。そういう魅力をどん

どん今度はPRしなきゃならないかと思えます。今の空き家が人口をふやすためにいろんな策を講じているということもお聞きするんですが、まだまだPRが足りないんじゃないかなというふうに思えます。隣の互理町では、今回もコマーシャル大賞みたいところで申し込みをした、そちらがテレビで流れるような企画があるようですけれども、そちらにも1年間を通してPRをするということなんですが、そういったことを含めながらぜひ人口をふやす工夫をお願いしたいと思えます。

それでは、最後になります。人口をふやすのと正反対に流出、これを防止するためということで現在、被災地域に残っている方々がかなり多くおられると思えます。いわゆる2種、3種の方々だと思えますが、この方々にもぜひご支援をいただいてこの町から出るようなことがないようにしていただきたいと思えますが、その対策として町がどんな対策をとっておられるかご質問したいと思えます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。2種、3種の方に対する支援ということでございますが、9月の議会のほうでいろいろ支援策について措置させていただいている部分がございますので、そちらのほうをご紹介させていただきたいと思えます。

初めに、2種の区域の方に対する支援といたしまして、まず新たに、当然移転関係につきましては新市街地に移転していただいた場合については、当然、400万円の補助等をしたわけなんです、そのほか、現地で再建された場合につきましても生活支援金といたしまして2種、3種の方ともども100万円の支援金を創設いたしまして、今、交付の準備をしているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

7番（菊地康彦君）はい、議長。その点につきましては、広報紙等でいろいろ情報を得ることができましたが、ちょっと私も質問するのに具体性に欠けていたと思えますが、金銭面というよりは、いろんなソフト面ということでお聞きしたかったですけれども、やはりこれから復興する際に一番大切なのは安全面だと思えます。これから県道ですね、防波堤はできましてこれから県道だったり、二線の防波堤という形で行われるかと思うんですが、その中でも県道より下に住まわれる方もいますし、それから不安を抱えている方はたくさんいると思うんですけれども、いつ来るかわからない次の災害ですけれども、こういったものを本当に広報を通じたり、それから町の職員さん皆さんが思いを持って進めていただきたいというふうに思えます。その点についてご質問いたしたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。沿岸部に住まわれる方々の安全・安心対策ということでございますけれども、町といたしましては、先ほども触れさせていただきましたように、多重防御の機能をしっかりと整備、確保するというふうなことで、津波からの避難する時間を少しでも確保できるというふうな、そういうハードの整備ですね。それからあわせて東西の避難路の整備というふうなことでございまして、速やかにスピーディーに高台のほうに移動できるというふうな、そういう体制、さらにはまた、いざというときには、やはり避難することがまず大切なんだという、そのような基本的な考え方、あるいは身をもってそれを体験してもらおうというふうなことでの定期的な防災訓練ですね、我々が言っているのは、津波避難文化をここで定着させると、確立させてそれを次世代にしっかりとバトンタッチすると、そういうふうなソフト対策が求められているんだろうというふうに思っておりますので、そういう部分について粘り強く対応していく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、各行政区のほうにおきましても、それぞれ地域の事情を把握していただきながら、お年寄りなり、体の不自由な方々をいざというときにしっかりと連携し合っていて一緒に避難していただけるような、そういう体制づくりもあわせて継続しながら取り組んでいるというふうな状況でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね、確かにこれから防災訓練、そういったものはとても大切になりますし、それをやらないと、実際避難が順調に速くできるかどうか、そういったものはわからないわけですね。ぜひそういう本当に思いやりを持って、その地域に住まわれる方のことを常に念頭において施策をお願いしたいと思います。

次に、大綱2番の我が町の少子化対策ということについてご回答があったわけですが、私は皆さんと視点がちょっとずれるかもわかりませんが、我が町の小学生につきましては、震災前と比べまして約51パーセントの人数になっていると。ただ、明るいところもありまして、その中でスポーツ少年団のほうに加入している子供たち、これは震災前と比べても75パーセント、減ってはいますが、75パーセントほどの団員数になっております。何を申したいかといいますと、それだけ震災後、子供たちはスポーツ少年団のほうに多く加入をして健全な心、健全な体ということが大明文であります、スポーツ少年団の役割が大きいということだと思いますけれども、町長はどのようにお感じになりますでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、大変心強い状況を紹介していただきましたけれども、具体的にはスポーツ少年団の取り組みですね、そういうふうな方向で充実していければなどと思いますが、具体の所管しております教育長のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。ただいまお話しいただきましたように、スポーツ少年団の団員といえますか、これの山元町内の活躍というのは、小学生を中心にした子供たちの3割ちょっと超える数字がスポーツ少年団、野球、サッカー、バレー、剣道等がございますけれども加入をしていると。この数字は、県内各市町村の中でもトップレベルにある加入率を誇っているという現状でございます。これもひとえに町内における指導者の皆様方のお力添えによりまして力強い子供たちを育成していただいていると。そしてまた、それによって地域の活性化にも大いに寄与していただいているというふうに認識をしておるところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今、教育長からもお褒めあったように、我が町のスポーツ少年団の成績ということで目に見張るものがありまして、昨年、それからことしと野球の部では中学生が世界大会のほうへ出場する方が昨年1名、ことしは3名ということでございます。また、中学校の部におきましても、ことし、県大会で山元町の連合チーム、これは山下中学校、坂元中学校の3年生だけで構成するチームなんです、これが見事優勝したということで広報のほうにも載せていただきました。そのほか、ソフトボールだったり柔道、こちらでも全国大会に参加する、出場すると、参加ではないですね、これは優勝しての結果ですので、そのほかバレー、バスケット、多くの好成績を残しております。

その中で、震災後の多くのスポーツ施設、これは当然、仮設住宅になっておりまして、なかなか使えない状態にあります。その中で私有地を借りて、これはご好意です、ご好意で私有地を借りて競技をしているスポーツ少年団が目立ちます。それと、柔道なんか

もそうなんです、やはり全国レベルに出場する選手がいると、どうしても、野球もそうですが、練習試合なり交流を持ちたいということで多くのリクエストをいただいているんですがなかなか場所がなくてできない。まして柔道になると、交流会というものもありますが、合宿をしながらお互い合同練習なんかもやっているようなんですね。そういう施設がなかなかない中での結果ですが、この状態をどんなふうに思われるか、ご質問したいと思います。

議長（阿部 均君）7番菊地康彦君に申し上げます。通告は少子化対策であり、スポーツ少年団とか、運動場関係の通告はされておられませんので通告外になりますので、今、森教育長が回答するというので手を挙げておりますので今回は許しますが、質問をきちっと通告の部分に戻していただきたいと思います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。今、お話しございましたスポーツ少年団、さまざまな種目で大活躍をされている小学生、中学生、その活動場所等についての不足、支障を来しているということでございますが、ご指摘のとおりだというふうに思っております。その最たるものがこれまでですと、町民グラウンドあるいは体育文化センター、体育文化センターは、おかげさまで復旧をして今使っていただいているところでございますが、牛橋公園も同じでございます。ただ、町民グラウンドについては、ご承知のように、まだ仮設住宅がございますので、もうしばらくお待ちをいただくということになります。

そういった中において、本当に先ほどございましたけれども、町内の私有地を活用していただいて、本当に手狭な中であっても子供たちを育てていただいているということに、改めて敬意と感謝を申し上げるところでございます。教育委員会といたしましても、例えば旧第二小学校のグラウンドを何とか使えないかということで努力させていただいたり、今後とも数少ない施設ではありますけれども子供たちに余り支障が出ないように、そして、指導者の方の力が発揮できますように努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。大変申しわけございませんでした。最終的な趣旨としましては、この大切な子供たちを少子化の時代に大切に育てたいという思いで先ほどのご質問になりまして、大変申しわけございませんでした。そのような回答が得られて安心して取り組みたいというふうに思います。

次に、安心して住める町に欠かせないものに医療があります。その中で、大綱2番の中で医療のご質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、医療の体制の中で宮城病院の現状、それから今までの成果というようなご回答をいただいたわけですが、全く同感の部分も多いんですけれども、ただ、まだまだご利用が足りないのかなと。正直私の母親もお隣の町にお医者さん、かかりつけだということで通っているわけですが、この病院を何とか残して、そして、町民が安心して暮らせるためにも維持していくということが大切だというふうにお聞きしました。

それで、一番大切なのは、通院される方がいなければならないということもありますが、その中で、健康診断というの大きなものになってきていると思うんですね。最近、バス検診にうちの母も行くと言われるのは、胃の検診がとっても辛いらしいんです、お年寄りには。バリウム検査でかなり上で回ったりしなくてならなくて、「もう、おれ、受けないわ」と今回言うものですから、そんではだめだということでほかの病院でそれを受けことにしたんですが、機器も十分宮城病院では充実しているかと思っておりますので、

そういった健康診断も宮城病院のほうにお願いして何とか利用も高めるといようなことができないかどうかご質問します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどご紹介させていただきましたように、今年度からの新たな取り組みといたしまして、脳ドックの検診とか、後期高齢者の個別の健診事業を一部ではございますけれども地元の病院にお願いをするという形にしたところでございます。これまでは保健センターの前に仙台からの検診受託業者の方に来ていただいていたというやり方が主流でございましたけれども、せっかく地域に医師がいて、あるいはまた必要な検査器械がそろっていると。これはやはりみんなで利用するというふうなことではないと、やはり病院も先ほどからお話ししているように経営でございまして、独立採算でございまして、スーパーとか商店もしかりでございまして。ただあれば安心ということだけではうまくないわけでございます、病院に限らず地元にある諸施設をみんな利用すると、支え合うと、この気持ちを共有していきませんか、企業誘致しても、何を誘致しても、あるいは今あるものも廃れてしまうと、こういうことのないようにみんな思いを共有し、あるいは医療施設においては危機感を共有して盛り立てていくと、この取り組みをしっかりと対応したいなというふうに思っております。

そういう中で病院さんの受け入れ態勢の関係もございまして、極力検診事業を幅広くお願いできるような方向で引き続き調整を図ってまいりたいなというふうに考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。前向きなご回答ということで、今後の医療体制をご期待しまして、次、2点目の山元町における障害者の福祉対策ということで、こちら今、ご回答いただいてちょっと私も抜作だということで大変申しわけないんですが、障害者というのは、皆さんもご存じのように、身体、精神のみならず知的障害者もおるわけですね。これは私、大変抜けて申しわけなかったんですが、その方々の世帯数、もしわかればよろしいでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。障害の今議員さんからご質問ありました身体、精神、知的と3障害と言われている部分なんです、知的障害者に関しましての手帳の交付状況、世帯ではちょっと数字、抑えていないんですが、実手帳の交付数で84という数字がございまして。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。済みません。ありがとうございます。

この町にこれからいくと約800名近くの方々が体だったり、精神に、知的ということで障害を持たれて、本人はもとよりご家族の方々が苦しんでいる状況かと思っております。平成18年でしょうか、障害者の支援法が出まして各家庭で、軽い方だとかご負担くださいと、見てくださいという法律ができてしまってから、自宅、町でもいろんな支援が必要になってきているかと思っております。この中で、この数なんです、今のところは全てとお考えかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今年度から新たに、例えば障害でいえば、町長からのご回答にあったとおり、第2期、第4期の障害関係の計画を進めているところでございます。そこで、相談体制の強化ということで強化している部分ございまして、役場、保健福祉課の窓口、もしくはやすらぎ作業所であったり、その辺で相談体制を強化して受け付けているような状況でございます。

その中で、広報面、PR面、足りない部分があるかと思うんですが、ある程度、その

辺を周知しながら相談体制をしておりますので、その中で来ているものは相談つないでその制度の利用につなぐとかという方法をしておりますので、今のところ、この人数プラスその相談に来ているものぐらいというふうな捉え方では現課としてはおります。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね、なかなか障害者については、シビアな問題で聞いて歩くわけにもとてもいかない問題です。

この計画という今お話がありまして、私も読ませていただいたんですが、今後、地域の方だったり、民生委員の方だったり、いろんな方の情報をもとに拾い漏れがないようにということなんです、その中で、私も歩いている中で知的障害を持つ方だと思うんですが、実際養育手帳を受給されている方というふうになると思うんですが、たまたまそういうお話をしたとき、そういうお子さんがいるお宅だったんですね。こういうのあるよと聞いたんですが、わからなかったということで、年齢も40歳近いんですがお母さんも80近く、60、70で、今後、我が子をどう育てていったらいいかという思いをお聞かせされたんですが、それで、こういう制度があるということですので申請に行ったわけですが、そのように、まだまだわからない支援が多いかと思うんです。それで、ぜひこの計画があるように皆さんに情報を伝達して、なるべく支援を広めていただければなというふうに思います。

それで、このご回答の中に社会福祉協議会やすらぎ作業所において、ことしから相談人員を増員したというご回答をいただいたんですが、今、この増員で福祉施設の賄いは間に合うかどうかご質問します。

議長（阿部 均君）福祉施設のあれで間に合うのか、人数的なもの。（「はい」の声あり）

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。現段階では役場保健福祉課窓口とやすらぎ作業所で相談体制支援員を置いてございます。今年度、やすらぎ作業所のほうに社会福祉士と精神保健福祉士資格等を有している職員等を配置を新たにしまして、人材育成にも、あと各研修も受けていただきながら人材育成にも力を入れているところでございます。現段階は、町の指定管理としては1カ所でございますので、まず今の人員の強化と研修体制の強化で進めていければというふうに考えてございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。この問題は、本当に福祉課だけ、その場所だけの問題でなく、町民、それから我々議員としてもぜひ協力したい場面でございますので、ぜひご協力する部分があれば、申し出いただければと思います。

それでは、大綱3番、農業の再生と課題についてということで移らせていただきたいと思っております。

先ほどご回答にあったように、浜通りの農地については、個人での栽培というのがなかなか難しくなって法人化、集団化として農地を保全していく方法が最良かなというふうな思いでございます。その中で、同意率がまだ100パーセントになっていないということもあるわけですが、ここの今回の復興交付金の活用ということで被災地の買い上げに着手したいというような予算計上もあるということなんです、これは農地のみの買い上げかどうかをお聞きしたいと思っております。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。今回予算のほうに掲載しておりますのは、防災集団移転事業の中で、従来宅地のみ、宅地の居宅のある宅地のみを買い取りだったものでございますが、ことしの2月から4月にかけて復興庁のほうとの協議の中で、居宅型宅地から離れている宅地とか、あとは課税地目が宅地になっている部分について追加の

買い取りが認められたものですから、そちらのほうを今回防災集団移転事業の中の買い取り用地として補正予算等に計上させていただいているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それで、今回非同意率ということでまだ非同意があるということなんですが、この対策としては万全を期すということなんですが、どうしても同意が得られない場合、事業区域から除外ということもあるんですが、その辺の内容をご質問いたします。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。本事業につきましては、土地改良法に基づく申請事業というふうな位置づけになってございます。これについては、どうしても行政側が強制執行できない事業というふうな内容なんですね。どうしても地権者の方々、自分で自作する、耕作するというふうに話をされますと、どうしてもそれを受益区域に入れることができないというふうなものがまず1点ございます。

ただ、申請事業といいましても、冒頭菊地議員がおっしゃいましたように、当然、沿岸部の再生というふうなものが至上命題でございます。よって、私どもとしましても、申請事業だからといって決して座って地権者の申請というものを待っている状況でもございませぬし、実例を申し上げますと、先々週あたりは大阪まで行って地権者と調整してきたと。その前の月については、関東近辺に数日駐在し、茨城、埼玉、東京の地権者と交渉を重ねてきたというふうなことで進めてまいっています。懸念されるように、せっかく同意をいただいたものについて除外をするというふうなものについては、私どもとしましても極力さげたいと。1筆でも多くの土地を区域に取り込んで正常化を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きその辺、強力な体制で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

教育長（森 憲一君）はい、議長。まことに頼もしいご回答いただきました。ぜひそのような形で推進をよろしくお願いしたいと思います。

その中で、工事の終わっている部分、作付が試験的になり植え付けが始まったということなんですが、その中で耕作上でがれきや排水体制、いろいろ問題点があったということで、今後の対策としてどのように考えておられるかお聞かせいただきたいと思えます。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。記憶では10月28日だったと記憶していますが、実は山元町長、宮城県の関係する部局あるいは土地改良区、関係する農業関係機関でこの事業というふうなものを進めておりますけれども、10月28日の会議の際に、手前どもの町長のほうから事業主体であります県のほうにその辺については非常に強い要望をしております。内容につきましては、当然、山元町につきましては沿岸部に集落形態をなしていたものですから、それらがれきというふうなものが非常に多いというふうな状況に鑑み、その地域に合ったがれきの除去というふうなものを検討していただきたいというふうなものを強く申し入れをしております。

また、あわせまして、この事業に関しましては週に一、二度、事務レベルなんですけれども、私どもと県と改良区と、そして事業の実施、受託者ですね、いわゆる業者です、この数名で定期的に打ち合わせを開催しております、そういった懸案、課題があり次第、その都度、その都度、申し入れをして方向性を検討しているというふうな状況でございまして、今後も引き続きそのような場を通じ強く要望してまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そのようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になります。細目2番、山元町の基幹産業のイチゴの課題ということで町長からもご回答いただきましたが、その中で資材ですね、本当に東日本大震災の対策交付金ということで農家の方々はイチゴの栽培は諦めていたと、完全に諦めていた中でこの交付金により何とか震災前までのレベルまで4年、5年未満でやれるというのは、私も本当に想像できなかつたことです。そしてまた、生産も一様にまたおいしいイチゴが食べられたということで地元はもとより、購入された方々からの温かいメッセージを多く受け取っているところでございます。

ただ、この中にもありますように、とても高価な建物だったゆえに、これから予想されるビニールハウスの屋根の材料だったり、ハウスの中のカーテンだったり、聞くところによると、10アール当たり500万円ぐらいかかるんじゃないかと。そうすると、今、耕作されている方は、20アールから50アールの耕作面積を抱えているわけで、これを今、積み立てと称しましてイチゴの販売代金から少しずつ積み立てを行ってそれに対応しようかというようなお持ちの方もおられます。

ただ、生産基盤の復興を優先したがゆえに、今、この方々は生活基盤の復旧ということでおうちを建てる、土地を買うということで新市街地のほうに計画を組んで今建てていらっしゃる方も大半なんです。そうすると、非常に重い費用になってくるわけですね。単純計算しても2,000万を5年間でお金貯めるというのは、かなりのお金です。減価償却費という計上の方法も今後、あるんでしょうけれども、税金を納める以上にこの資材費というのは高価なもので本当に頭を悩ませるところです。町での金額的な支援というのは、これは大変難しいことだと思います。

以前、高知県の農家の方々でこの資材だけは個人負担で、張りかえをするのに農家の担い手の方々を集めて一つの組合をつくったと。その方々が業者にかわりながら張りかえをするというようなことで、費用を抑えるという対策もとっているようです。この辺に対して山元町としても、どのようなお考えがあるかお伺ひしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今、議員ご質問のとおり、相当の高設ベンチ方式ということで投資をしております。その更新ということになれば、それなりの費用がかかるというのは当然のことです。これらについても大きく分けてイチゴ生産の方々については、イチゴ団地で整備した方、あとは東日本で自力で補助金をもらって復旧した方、それから新たに法人立ち上げて整備した方々という、補助金をもらって整備した方々の3つぐらいに分けられると思うんですが、特に今ご質問の町が整備して対応しているというイチゴ団地については、今、イチゴ団地の管理組合というのを組織しております。そういったところとご相談させていただいて、今のように直で対応するという方法もございまして、個々の農家が別々に発注するのではなくてまとめてコストダウンをして諸経費を落とすとか、そういった工夫も可能ではないかと思っておりますので、そういう組合的などころともお話し合いしながら対応していったらば、何とか活動が見えるんじゃないかなというふうにご考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね、そういう管理組合等、まだ先の話といえばまだ先の話なんですけど、ただ、こういった金額のものは早期に取りかかって対処をお願いしたいと思います。

ご回答にもありますように、点検整備というようなことでなるべく材料を穴をあけな

いとか、壊さないという対策があるかと思うんですが、ただ最近、農地のほう、ネズミがかなり多いということで、猫なのかどうか、ハウスの屋根が結構穴あいたという方が聞くんですね。そうすると、猫が上がってネズミを追っかけたとかなんとかというのかなという思いもあるようなんですけれども、こういったネズミ対策、こういったものはどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。ネズミの具体的な対策については、東部地区のサツマイモ等でも、あるいはイチゴでもそういうのがあって、ほかの産地ではなかなか見られないんですけれども荒れている、荒廃しているというような周辺がその関係でネズミが繁殖しているというお話は聞いて、相当の被害が比率的に個々に出ているというお話は聞いています。抜本的に薬剤で殺鼠剤とか、そういったものもあるんでしょうし、猫が入ってきたりとかということもありますけれども、具体的にはちょっと県の普及センターとか、そういったところとも相談させてもらいたいと思いますが、この間、私、個人的ですが聞いていたのは、猛禽類による駆除のようなものも効果があるというふうなことも聞いていました。具体的にどれが効果があるのか、ここら辺も当然、対処していかなければならないことですので、そういった関係機関と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。小さなことなんですけれども、先ほど申し上げましたように、ビニールの代金はそれ以上のものなのでそういった観点でお話をお聞かせ願いました。

最後になります。イチゴ団地の道路の舗装についてということなんです、計画はあるということなんです、私もイチゴのハウスの道路を歩きますと、本当に砂利道でこぼこで、せっかく収穫したイチゴは選果場に運ぶまで傷傷みしてしまうんじゃないかということで、農家の方々も早急に舗装工事を願っているわけなんです、農家の方の収入にも影響がありますので、計画をお聞かせ願いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、私のほうから、ちょっと先ほど1回目の質問でご説明した分の訂正も含めてまず前段お話し申し上げまして、あと詳細につきましては、担当課長のほうから補足をさせていただきます。

まず訂正のほうなんです、イチゴの絡みでこの施設管理といいますか、ハウスの貸借関係のご説明で、私、貸借契約というふうに言うべきところ、賃貸契約というふうに発言したみたいでございまして、「貸借契約」ということで訂正をお願いいたします。

それで、具体のイチゴ団地内の道路の整備につきましては、計画的に年次計画で簡易な舗装を整備をするというふうなことで取り組まさせていただいておまして、今、ご指摘の部分はそれを待てないというふうな感じの砂利道が雨等でだんだん洗掘されていくというふうな部分の補修だろうというふうに思いますので、担当課のほうでその辺、対応してきている部分がございますので、担当課長のほうから状況を説明させていただきたいというふうに思います。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。イチゴ団地内の舗装の関係につきましては、実は昨年の今の時期ですけれども、イチゴ団地の管理組合の組合長を務めておられる方に同行いただいてその舗装の必要となる部分について検証した結果がございます。その結果に基づき今年度、2路線舗装をいたしました。その選定優先順位につきましては、当然、その路線にどれだけの数の農家が張りついているかということで、優先順位も含めて団地の代表者の方と検討させていただいております。

今、町長も申し上げましたとおり、実はイチゴ団地内の舗装整備するに当たりましては、財源が非常に補助財源の獲得も含めて非常に厳しい状況でございます。本来であれば、単年度で全ての路線、舗装できればよろしいんですけども、町に対して交付される市町村振興補助金という補助金を他の事業と分割しながらその舗装事業に充当しているんですね。おおむね3カ年で何とか舗装していきたいというふうなことについて考えておりますけれども、その件についても、当然、イチゴ団地管理運営組合のほうと協議した上で合意形成を図った上で進めておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。計画なり十分理解いたしました。今後も基幹産業の農業のほうを発展させるべく、ご協力のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時44分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴者の方から答弁が速く聞き取りにくいということでございますので、町長初め、説明員の皆様、ゆっくりと聞き取りやすい答弁をお願いいたします。

議長（阿部 均君）4番岩佐孝子君の質問を許します。岩佐孝子君、登壇願ひます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。4番岩佐孝子です。よろしくお願ひいたします。

私は、平成27年第4回定例議会において大きく1件、細部について4件を一般質問いたします。

平成23年3月11日、あの震災からあしたで4年9カ月を迎えようとしています。震災直後から復旧・復興へ向けにご尽力いただいております執行部、派遣職員の皆様方、そして、震災直後から避難してきた町民の方々のために、寝食を忘れ命を守ろう、一日でも早く今までの生活を取り戻していただくようにと尽力し、寄り添い、一緒に歩んでくださっております町職員の皆様、本当にありがとうございます。敬意と感謝を申し上げます。心からありがとうございます。これからもよろしくお願ひします。

あの大変な時期だったからこそ、声に出したくても出せなかつことがたくさんありました。今の家庭生活をどのようにしていくかと試行錯誤している大人の姿を見ていた子供たちは、特に何も言えませんでした。子供のためを考え転校せざるを得なかつた方々や、この町が大好きでもさまざまな理由から他市町村へ転出せざるを得なかつた多くの方がおりました。

そのような中でも磯や笠野地区の被災者の方々が、地域で意見をまとめ町に要望し続けていたにもかかわらず、その集団移転も検討するというところで2年間、待たされたあげく認められることはなく、泣く泣くこのふるさとを去らざるを得なかつたその方々の気持ちをはかり知ることはできません。

特に次代を担う子育て世代の人口の流出を食いとめることができなかつたことは、この町にとって大きな負の財産を残したことと思っております。でもね、この山元町にも

う一回戻りたいよ、友達と一緒に戻って勉強したいよという子供がいるんです。そういう子供たちの声を聞きます。転校して行って学校に通えず苦しんでいる子供たち、もう一度帰ってきたいという子供たちをいつでもいいよ、帰っておいで受け入れてやれるよという、そんな土壌や居場所を整備しておかねばならないのは、私たち大人の責務だと思っております。町民の声を聞いた復興計画であれば、こんなに人口が減少することはないかと思っております。

それでは、私の大きな1点目、子ども・子育て支援の体制の確保についてお伺いいたします。

まず1点目、少子・高齢化の進むこの町で、町長は子育てするなら山元町というキャッチフレーズを掲げ、子ども・子育て支援事業計画の方策について、就任後に実施した具体的な事業の取り組みについてお伺いいたします。

そして、第2点目、町長公約の南保育所再建について取り組み状況をお伺いいたします。

第3点目、保育所の保護者の多くの方々が、南保育所の再建を強く望み、坂元地域での懇談会においても再建の声が多かったにもかかわらず、1カ所に固執したのはいかなもののでしょうか。ことし6月議会において、議会においても南保育所早期再建を求める請願書が提出された請願は、全員一致で可決されたにもかかわらず、南保育所の再建に伴う予算が措置されておりました。町民の声を無視し、かつ町長公約に掲げていた南保育所再建に踏み切れないというのはなぜかということ、この平成27年6月議会に提出された山元町南保育所の早期再建を求める請願書におけるその後の取り組みについてお伺いいたします。検討するというのは、いつまで検討し、いつになったら結論を出すのかを町長にこれまたお伺いしたいと思います。

4点目、山元町は、少子・高齢化率が県内でも上位に入っております。でも、この山元町は政令都市である仙台から常磐線が再開すると、電車で約40分から50分で通勤、通学可能となります。冬でも温暖な気候で自然豊かな山元町であり、まさに町長がおっしゃっている子育てするなら山元町、このキャッチフレーズのとおりだと思います。子育て世代にとっても住みやすい町だと思います。優しい町、子供の歓声が響き、それにより住んでいる地域に活気がみなぎってくると思います。南保育所を再建することにより若者が定住し、少子・高齢化が避けられると私は思いますけれども、少子・高齢化における子育て支援策をどのように実施していくのかをお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

岩佐議員には、攻守所を変えて大綱4点のご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

大綱第1、子ども・子育て支援事業体制の確保についての1点目、子ども・子育て支援事業計画の方策について、就任後に実施した具体的な事業の取り組みについてですが、本計画は次代を担う子供たちの健全育成や子供を安心して生み育てることができる環境づくりを計画的に進めるため、ことし3月に策定したものであります。今年度から平成31年度までの5年間の計画期間としており、子育て支援に係る新たな取り組みを初め、これまで実施してきた施策の継続、拡充などを推進することとしております。

私が就任後に実施した子育てにかかわる主な取り組みといたしましては、子育て教育に関する施設面の施策として、就任直後に保育所のガラスを強化ガラスへ入れかえを行い、大震災時においてガラスによるけがを未然に防ぐことができたこと。各保育所の保育室や各小・中学校の保健室などへのエアコンの設置並びに山下小学校にバリアフリートイレを設置するなど、施設の環境改善に取り組んでまいりました。

また、狭隘だった坂元小学校出入り口の拡幅時による通学路の安全確保や、坂元小学校体育館の改築工事に合わせた新たな駐車場の整備など、施設周辺の整備も進めてまいりました。

今年度においても、子育て・教育に係るハード面での整備を積極的に進めており、児童・生徒の通学時の安全確保のため、山下中学校、小学校と浅生原、作田山地区をつなぐ町道山下浅生原線の歩道整備に向け測量調査を進めているほか、新山下、新坂元駅周辺地区に近隣公園等の整備を進めているところであります。

また、ハード面の整備に合わせソフト面での施策にも積極的に取り組んでおり、平成25年11月上旬に山元町家庭教育支援チーム夢ふうせんや育児サークルなかよし会といった子育てサークルの活動を支援するため、浅生原仮設歯科診療所を改装し、内手館として子育てサークル等の活動拠点の整備を行い、子育て広場の取り組みにつなげております。

このような子育てサークルの支援については、子ども・子育て支援事業計画においても事業計画に掲げており、今後は新山下駅周辺地区に整備を進めている子育て拠点施設内での活動も視野にさらなる活動支援を図ってまいりたいと考えております。

また、本計画の実現並びに子育て支援定住促進プロジェクトチームの一つとして、子育てするなら山元町のスローガンを掲げ、ベビーマッサージ、ベビーコミュニケーションの講座の開催や、ことし4月からは放課後児童クラブへの対象学年を小学3年生から6年生まで拡大し、保育所においては、あったか御飯提供事業による完全給食、そして、既存事業すこやか絵本事業の交付対象年齢を3歳児まで拡大、10月からは子供医療費助成における通院の対象年齢を中学3年生までに拡大するなど、着実に本計画の具現化に向けた取り組みを進めているところであります。

さらには、これまで実施してきた定住促進事業においても、ことし4月から子育て世帯の加算を増額するなど制度拡充を図るとともに、山元子育て応援ファイルの作成や町ホームページ内に子育て応援お役立ち情報を設けるなど、子育て関連情報の積極的な情報発信に努めております。

次に、2点目、町長公約の南保育所再建の取り組み状況及び3点目、南保育所の早期再建を求める請願書に対するその後の取り組みについてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

南保育所再建の検討につきましては、従来のような形での保育所再建に限らず、公共施設の空きスペースを利用した分園や新制度の活用も視野に入れた小規模保育事業など、あらゆる視点から可能な選択肢を再検討すること、及びことし、第2回議会定例会において、山元町南保育所再建を願う会から提出された請願が採択されたことについて真摯に受けとめ、引き続き検討していくとさきの議会においてお答えさせていただいたところであります。

ご指摘のありました南保育所の再建の検討及び取り組みについては、請願者グループ

を初め、さまざまな立場の方々からのご意見をいただくとともに、保育所入所児童の保護者のニーズを適切に把握しながら丁寧な議論を重ねることが必要と考えております。

そのような中で、ことし7月には町職員が直接請願者グループの考えを伺う機会をいただき、また保育所入所児童の保護者への聞き取りを送迎時に行うなど、今後の保育所運営、保育サービス等についてご意見を伺っているところであり、先月末に開催いたしました山元町児童福祉施設運営審議会においても、坂元地区の保育機能維持についてご審議いただいております、引き続き同審議会を含め丁寧な議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、少子・高齢化における山元町全体の子育て支援策についてですが、さきの竹内和彦議員、大和晴美議員への回答と同様であります。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。まず、第1点目の子ども・子育て支援事業において、確かにいろいろな面で環境整備のため事業展開をしていただいていることは承知しております。子育て拠点である保育所、児童館などの子育て拠点施設は、山下駅新市街地のみ一極集中し建設しております。

しかし、被災したのは東保育所だけではなかったんですね、町長。南保育所も被災しているということをおぼろげに忘れていなかったからこそ、あの選挙のときに有権者に公約したのではなかったのでしょうか。この点から町長に再度、子育て事業の取り組みについてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐議員におかれましては、私どもと一緒に保育所のあり方についても取り組んでいただいた期間、時間があつたわけでございますので、相当程度につきましてその経緯経過はご案内のことというふうに思いますけれども、改めて振り返らせていただきますと、確かに今回の震災におきまして、残念ながらそれぞれ地震、津波等で被災を受けた。また、北保育所においても被害がなかったんですが、残念ながら施設の老朽化という問題ですね。これらの問題をいち早く解決をしくちやないと。

そしてまた、子育て世帯の方々を中心とした保育ニーズがどこにあるのか、いかにすべきなのかと。さらには、先ほどご紹介申し上げました児童施設運営審議会、こちらの有識者の方々の皆様方からご意見をいただき、その方向性を集約する中で、できるだけニーズが充足できる形であれば、1カ所のほうがよろしいと、そういうご意見が圧倒的に多かったというふうな中で、この問題については一定の方向づけをさせていただいてきたというふうなことでございます。

もちろん、請願なり、坂元地区の皆様のご意向、要望というものも一定程度あるというのも承知しておりますけれども、全体としては、前段申し上げましたような状況がある中で進めてきていると。ただし、いろいろ坂元地区の皆さんのお考え、意向というものを踏まえた中で、坂元地区の保育の実情、要望等を踏まえて、いわゆる身の丈に合った保育機能、いかにあるべきかというふうな視点、観点でこの問題を整理をしてくれているというふうな状況でございます。

いつまでどういうふうなという部分につきましては、去る9月の議会におきまして同じような質問を頂戴する中で、少なくとも来年度、新年度の予算要求の予算編成がこれからでございますので、その中で方向性を示し、一定の予算も計上をしたいと、そういうふうなお話をさせていただいているのがここまでの経緯、経過でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今伺った話の中ではニーズの把握をしてというお話がありました。ニーズ、確かにこの前の議会で聞きますと、坂元の保育所に通う子供さんたち、人数は少なくなっております。でも、1人でもそういうところに入所させることができれば、町長の強い希望があれば、町民の強い期待があれば、それに寄り添うのが私は行政じゃないかと思うんです。弱いところに寄り添う、温かい心を持って行政と町民が手を取り合う、それが人口流出をとめることができなかつた大きな要因だと私は思います。いつまで待ってればいいのか、いつまでと、そういうことがたびたび聞かれました。待つことのできない、ご高齢の家族を持っている方、一日でも早く、父ちゃん、母ちゃんを家に入れてあげたいよ、息子、娘をちょっと足でも伸ばせるような、そんな環境のところ、そう思いながら転出していったにもかかわらず、今、転校していったところで4年も5年もたっているのという言葉を聞いたときに、学校の校門まで行って通えない子がいるんですよ、町長。

保育所だって同じです。坂元の人たちは声を上げることはなかつたんです。それは沿岸部に沿岸部の人たちが一生懸命頑張っているから、俺たち、もう少し我慢しよう、我慢できるところ、我慢すつべと、そう思っていたんです。だから、今まで声上げなかつたんです。声を上げなかつたのが悪かつたのか。それを酌んであの町長の公約だと私は信じていました。

でも、6月の議会、9月の議会、前向きに検討しますというご回答はいただいておりますけれども、新山下駅は来年の夏に開所予定ですよ。坂元はいつまで待てばいいんですか、いつまでだったら検討していただけるんですか。再度お伺いします。よろしくお願ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、議員のいろんな思い、いろんな方々からのお話を頂戴しての思い、それはそれでそのとおりでという部分もございましてけれども、私はこういう場面でいつもお話しさせていただいておりますけれども、今回の大震災による山元町の被害の甚大さというものをどういうふうに捉えられるのか。1日2日、あるいは1年2年で復旧・復興がなし遂げられるような被災規模であればという部分、余りにも大きな被害があつて、それをいかに復旧させてどの程度、復興再生を目指すべきなのか、まちづくりはご案内のとおり、営々と続くものでございます。少子・高齢化、人口減少を避けられない中でどういう復興、創生を図るのか、時間、人手、いろんなものがそこには必要になってきます。そういう中で優先順位を決めながら一つ一つ問題解決に取り組むと、そういう中で保育所問題も大事な問題としてあるということでございます。

ですから、先ほど言ったように、いつまでというのは、新年度予算において、坂元地区に整備するというを前提で予算措置をいたしますというところまでの現在の検討状況であると。また、具体的予算の中身については、議員も先ほど来言っているように、十分組織のスケジュール、3月議会に向けての運び、一番ご理解いただいているんだというふうに思います。そういう中で、我々、残された期間内にしっかりとした整理をしてお話を説明をさせていただくというふうな段取りであるというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、町長から次年度の予算にとお話しいただきましたけれども、再建についての予算措置でしょうか、再度お伺ひいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これも先ほどお答えさせていただいたとおりでございます、

これまでも同じようなお答えをさせていただきましたけれども、坂元地区の保育の必要となる利用者、この辺の状況を見据えて……。〔聞こえますか、聞こえないそうです、済みません〕の声あり）それぞれオクターブといえますか、トーンというのがございますので、私もずっと朝からこうやってお答えするわけでございますので、一定の平均したところでになりますのでその辺はご容赦をいただきたいなというふうに思います。

〔済みません、きょう、補聴器も忘れてきましたので、済みません。お願いします〕の声あり）そういうことでございますので、実態を踏まえて、必要な身の丈に合った形での整備を前提とした考え方になろうというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。身の丈に合ったものということと、9月、6月の議会においてお話を聞いていますと、答弁を聞いていますと、機能的なものとか、そういうふうなことだけのお話でした。私たちはあったものをもう一度そこに戻してほしいなんです。なかったものを無理やりねだってはいません。人口の減少、特に若年層の人口、幼児・児童の人口流出が顕著であります。若者がふるさと、この山元町に帰りたい、常磐線再開時には、そしてスマートフォンができたときには、この町に住んでみたいと思える町を、子供を育てるには最高の町だよねと言える環境整備、きのうも議員たちから、岩佐議員、そして、竹内議員からも出ていました。交流拠点、これも同じです。坂元はサブだから何もなくなっていくんでしょうか。山下駅ができて坂元駅ができるのであれば、坂元にも同じ機能を持ったものをぜひ再建してほしいと思います、建設してほしいと思います。町全体から見てのまちづくりを考えたならば、一極集中であってよろしいんでしょうか。そしてまた、集団移転で夢と希望を失いこの町を去らざるを得なかった方々の思いについてどう思われますか、町長、お伺いいたします。

議長（阿部 均君）子育ての部分で答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まちづくりのあり方を今、子育てに関連しましてお尋ねいただいたらというふうに思いますが、坂元地区の保育所、もとどおりの規模、内容という趣旨のこと、それを踏まえてまちづくりというようなことでございますけれども、町の人口が減っていると、そういうふうな中で施設の配置、規模、内容をいかにすべきかというふうなことが今を担う我々が求められている判断、対応だろうというふうに思います。

貴重な財源が確保できて余裕があるのであれば、将来を見据えてということで一定の収容規模、能力的なものをあらかじめ準備しておくというのも一つの方策かもしれませんが、しかし、今、子育ても含めて、これは当然、大きな重要な分野ではございますけれども、多々整備をしなくちゃいけない中で、もとどおりの定員で、規模でというのは、岩佐議員、一緒に苦しい財政運営をしている中での予算配分、人一倍ご承知おきの中でちょっと無理なご要望ではなかろうかなと。まずはそこに必要とする程度のものをあれして、将来、いい形で地域振興なり、子育てなりがうまく循環して必要な状況があれば、またそれは一定の施設規模を再構築すると、それはそれでよかろうというふうに思いますけれども、現段階ではまず町全体、そしてまた、坂元地区の実態、実情を踏まえていかにあるべきかというふうなところで整理整頓をするのが、これが本来の道じやなかろうかなというふうに捉えるところであります。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、町長にお伺いいたします。保育所の果たす役割について、どのように認識をなされているんでしょうか。よろしくお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。端的に言えば、保育にかけるお子様のお世話をさせていただくということだろうというふうに思います。しかし、そう単純ではなくて、町の次の世代を担う、まさに町の宝でございますので、これは町としてもしっかりと対応していく大変重要な施策の一つであろうというふうに思っているところでございます。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。やっぱり子供は町の宝、国の宝ですよ。私は子供もおりません。でも、地域の子供は自分の子供、そして、地域の孫は自分の孫と違ってずっと見てきておりました。保育所にも地域の子供たちが我が家に来て10年間、送迎をさせていただきました。

その中で感じていたのは、保育所の送迎については、朝の1分、2分、この忙しい時間に、今までかかっていたこの時間よりも5分か10分だよと、そんなふうにはかかっていないのではないですか。その時間、その5分、10分が大変なんです。この1分、2分が大変なんです。子供の体調が悪いといって近くであればじいちゃんやばあちゃんがバイクや自転車でも迎えに行ってくれます。車の運転ができなければ迎えに行くこともできないんじゃないのでしょうか。そんなことを考えて町長、温かいお言葉をお願いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のような声、意見もあるというようなことを踏まえて、坂元地区に一定の保育機能を整備をしたいと、していかなくちやないと、そういうふうな思いで対応しているといったところでございます。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。前向きにという割にしては、もうちょっと強い希望のある声が、お答えがいただけるかなと思ってご期待を申し上げておりました。

きのうの竹内議員の質問の中にもありましたけれども、坂元地区は31.54パーセントの人口減少ですよ。磯、中浜は半数以上の方はおりません。多くの方々が転出してしまっています。先ほどもお話ししましたがけれども、町を構成していく場合においても、地域振興策からしても、メインとなる新山下駅周辺にだけ一極集中していいのでしょうか。特に坂元地区は、旧市街地が空洞化してきております。今まで先陣が築いてきた街並みを生かした地域を、私はもう一度再生する必要があると思います。そのためにも、ぜひ町長のお考えをお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。このまちづくりの関係でございすけれども、山元町の震災前の集落、地域構造というものを振り返ったときに、我が町は、残念ながら中心といえますか、拠点性に乏しいようなまちづくりになっておったと。22の行政区、集落が点在分散型の、そういうまちづくりになっておったというふうな、そういうふうな部分をこの機会に新しいまちづくりを将来にわたって持続可能なまちづくり、いかにあるべきかといったときには、やっぱり一定の町の発展をリードできる、支えられるような、そういうまちづくりをしていかなくちやないだろうということでの拠点性を高める、特に新山下駅を中心としたと、そういうふうなことでの整備に取り組んできているわけでございます。

そういう中で、議員ご指摘、あるいはきのうも各議員からご指摘ございましたけれども、そうはいってもそれぞれの地域があるわけでございますので、町内での均衡、バランスというふうなものを相当程度勘案しながらまちづくりを進めていかなくちやないと。ただし、全体としては、やはり今までのようなばらばらというふうな地域構造ではなくて、できるだけみんなが寄り添うようなまちづくりをして、その中で車でなくても徒

歩で一定のサービスなりが享受できる、そういうまちづくりをしていかななくちゃないと。坂元についても、当然、一定の配慮をしながらの振興策を講じていかななくちゃないと、そういう思いで取り組んでいるところでございます。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。確かに新山下駅周辺はメインになると思います。でも、坂元はサブだからですか、町長、サブだからなんですか。副都心という考えであれば、メインとなるところと同じものというふうに私は考えますけれども、違いますか。その辺についてもう一度伺いたします。

そして、もう一つ。

議長（阿部 均君）一問一答ですから、1点ずつお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。メインとサブというふうな関係でございますので、当然、すべてから同じというふうなものにはなり得ないというふうに思います。メインにはメインの果たすべき役割、サブにはサブの果たすべき役割というものが当然あるわけでございます。全ての機能、全ての施設を満遍なく同じレベルでというのは、これは理想でございます。理想に近づく努力はしなくちゃならない。しかし、当然、おのずと一定のそこには差はいかんともしがたいものがあるというふうに私は考えます。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。何度も同じことをお聞きしていますけれども、山下周辺には来年の夏までに大規模の150名保育所開設を目指しております。でも、1カ所というのは、去年の選挙のときに南保育所再建って言ったんですよね、公約違反にはなりませんか。町民に対してどのように説明責任を感じておりますか、町長によろしくお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。保育所機能の整備と、そういうふうな方向性で公約には掲げさせていただいているというふうに思います。何人収容とか、そういうふうな規模、機能までの公約にはしておりません。あくまでも坂元地区に必要な、町全体として必要なそれを念頭に置いたものでございます。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。公約の中には確かに再建という言葉がありました。機能ということではなくて南保育所再建、それによって地域の方々は期待をかけたと思います。その点について再度伺いたします。責任をどのように感じておられますか。再度伺いたしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ここに私のマニフェストがございましてけれども、子育てするのは山元町を実現するため、新山下駅市街地の拠点施設と坂元地区の保育所整備のあり方を再検討というふうな表現で公約を載せております。少なくとも山元町の実情に合った保育所整備を両地区ともすべきだろうというふうなことでのこういう公約の仕方しております。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。その後に再建という言葉は私は見ております、見させていただいて、私の手元にはございませんでしたけれども見せていただきました。そして、公約の中で、話の中で再建をということで地域の方々はそれを期待していました。なぜ子育て拠点施設を、先ほどから何回も1カ所、1カ所と言っていますけれども、メインになるところがあれば、サブになるところ、そこは副機能を持つところですよ。そこに大きくても、大きいものは必要としていません。身の丈に合ったものというものであれば、建てる、再建するというを示していただいて身の丈にあった建物をぜひ心のこもったものを再建していただきたいと思います。機能ではなくて保育所を再建してください。

前向きに建築しようと思えば、いろんな手法が使えると思うんですよ、町長。その思いをぜひ町民に伝えてください。子供たち、ずっと我慢しているんですよ。大人だって我慢しているんです。ぜひお願いしたいと思います。毎朝車で駆け抜けて小学校に送ってきてそこから保育所に行くお母ちゃん、保育所に送って学校に送って自分の勤務先へ向かうお母ちゃん、事故を起こさないようにゆっくり行ってねと、そういう思いでいっぱいです。ぜひ坂元にも再建するということをお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。繰り返しになりますけれども、坂元に必要となる保育所については、この実態、実情に合わせて必要なものを整備をしていきますというふうなことでございます。山元町の当然、先ほど来からの繰り返しになりますけれども、もろもろの諸事業をやっている中で、それぞれの分野についても一定の予算措置、財源手当が必要でございますので、そういうものを十分勘案しながらこの問題については前向きに対応させていただくというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどから何度となくお話をさせていただいております。新たなものを建設してほしいとは言っていない。壊れたものをもう一度再建してほしいだけなんです。保護者が安心して預けられる保育所、若者が定住できる環境整備により少子化対策につながります。そして、それが町の均衡ある発展に資するものと私は信じています。地域に子供の声を響かせ地域活性化につなげていきたい、保護者はもとより地域住民の切なる願いであります。ぜひ南保育所再建に向けて職員の皆さん、そして、議員の皆さん、町民の皆さんと一緒に前を向いて再建に向けてぜひ歩んでいただきたいと思いますので、町長、再度お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもあえて申し上げましたけれども、岩佐議員も我々と一緒にこの問題に取り組んできている中で、保育所の現地再建なり、同じ規模での再建、これは非常に困難だというふうなことをよくご理解をいただいているんだろうというふうに思います。ぜひそういうふうなことも前提に、いかにあるべきかというふうなことをぜひ論じていただく必要があるんじゃないかなと。私としては、そういう坂元の皆様の切なる声をこれもしっかりと受けとめなくちゃない。一方では、町全体としての保育のニーズ、審議会でのご意向等々も総合的に判断せざるを得ないと、その中で少しでもよりよい形での保育サービスが坂元地区にも確保できるように取り組んでまいりますというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。前向きにということですが、検討する、議論をする場所をぜひ設けていただきたいと思いますと思いますが、その辺についてもお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど1回目の答弁でも触れさせていただきましたように、請願を寄せられた方々との話し合いもしてきておりますけれども、ここに来ては、そういうふうな意向も踏まえ、あるいはまた、岩佐議員もご指摘のとおり、一日も早くということでございますので、その一日も早い実現に向けての話し合いというふうなことであれば、積極的にそういう機会を確保して少しでもいいものを坂元地区に早く実現させていきたいなというふうに考えております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。前向きに検討ということと、会議をということで話がありましたけれども、6月の請願を出してから7月の初めに保健福祉課の職員さん、いらしてくださいました。それが1回だけですよ、たしか。これから何度となく、そして、やっていかなければならないと思います。町民の声を聞くというのは、真摯に、来いではな

くて足を運んでお互いに歩み寄って初めて歩み始めることができるのではないのでしょうか。これから何度となく会合、私たちも惜しみなく自分たちの声を届けるため一生懸命汗をかきたいと思います。そのためにも、職員が仕事しやすいように、町民が声を出しやすいように、そんなぜひ場を設けていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には、私も積極的に各地区に赴いてということでの地区懇談会を去年の秋からずっと対応してきておりますし、あるいは両駅周辺に同時並行的に進めております地域交流センター、そしてまた、きのう来からいろいろと議論のある役場庁舎等々、いろんな形で今、箱物の整備がこれから佳境に入ってきますので、そういうふうなものを含めて極力町民の皆様との意見の交換、意見の集約というふうなところに時間を割けるように努力をしまいたいというふうに思います。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。地域懇談会とか、いろんな話が出ましたけれども、そこに若い人たちが行ける時間帯をつくっているのでしょうか。生の声を聞いてほしいと思います。いかがでしょうか。そして、本当に声に耳を傾けるのであれば、職員だけじゃなくて職員と一緒に、にこやかな顔をして地域の方々の方に足を運んでいただければありがたいと思います。

子育てするなら山元町、今、南保育所の再建を切に願っている私ではありますけれども、その回答を聞くことができないのは非常に残念です。来年の夏まで着工、そして、来年の冬には入れるよと、そんな希望の持てるようなぜひ前向きに、検討ではなくて計画をして実践に移すべきではないかと思えます。子育てするなら山元町、次代を担う子供たちを地域で見守り育む安全・安心な町、町民みんなが夢と希望があふれ、生き生きわくわくどきどきできる町、笑顔あふれきらっと輝く山元町、そんな町を目指し私は努力していきたいと思えます。町民と一緒に町長を初め、職員の皆さんとともに足並みをそろえながら一步一步確実に突き進んでいけば、明るいあしたを展望できると思うんです。町長、職員も信じてください。そして、町民も信じてください。みんなの声にぜひぜひ声を傾けてほしいと思えます。金がなくなってもできることはいっぱいあると思えますよ。この町内に捨てたものじゃないんですよ。いっぱいいろいろなものを持っている人がいるんです。ぜひぜひその人たちの声に、そして、わざと、今までの経験に耳を傾けながらぜひ職員を信じてやってください。そして、任せてみてください。町民と一緒に歩いていきましょう。そう思いながら私はこれで質問を終わらせていただきます。前向きなご検討、そして、ご回答、次回は期待しております。よろしく願います。ありがとうございました。

議 長（阿部 均君）今回は回答要らないんですか。（「はい」の声あり）

4 番岩佐孝子君の質問を終わります。

---

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時5分といたします。

午後1時55分 休 憩

---

午後2時05分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）11番橋元伸一君の質問を許します。橋元伸一君、登壇願います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。11番橋元伸一です。平成27年第4回定例会の一般質問をいたします。

震災から4年8カ月が過ぎ、我が山元町の復興も着々と進み、JR常磐線浜吉田、駒ヶ嶺間の開通も来年12月ごろと見通しが立ちました。新山下周辺地区、新坂元周辺地区の完成も間近のように見えます。

集中復興期間の5年がたち、あたかも被災地の復興が終わりかけているかのように思われますが、現実はそうではありません。浜通りは復興どころか、ただ片づけただけの状態です。現にまだ危険区域の見直しがなされておられません。呼び名が変わってもイメージは変わりません。特に3種区域は買収をしてもらえず、土地の資産価値は下がり買い手もつかず、売るにも売れない状況です。

ちょうど4年前の臨時会において、危険区域の条例を定めるときに、将来見直しをするという条件つきで可決したのを覚えております。前回9月議会において危険区域の見直しについての質問に対し、町長はシミュレーションにおいて安全が確認できなければ見直しはできないということでした。

そして、重要なのは、多重防御施設、第二線堤となる県道相馬亘理線の完成を挙げておりました。たしかに私もそのとおりだと思います。しかし、現実には県道どころか避難道路すら整備されておられません。ただ、一部では東部農地整備事業によって農作業をしている方が見受けられました。11月24日の臨時会においても、トラクター4台、作業機6台、計10台、3,700万円ほどの購入を可決しております。

このように、浜通りにも住んでいる人はいなくても働いている人たちはいるわけです。避難道路の整備を早急に進めることなど、復興事業の遅れを取り戻すことが求められていますが、そのようなことから、次の大きい項目1点、その中の小項目4点について一般質問いたします。

大項目1点、今後の山元町全体の復興をどのように考えているのか、町長にお伺いいたします。

その中の1点目、復興整備事業の遅れをどのように考えていますか。

次に、復興整備事業の中で、特に第二線堤となる県道、相馬亘理線によって見捨てられたかのような地区が出てきます。ここには19戸、40数人の方々がお住まいになっておられます。先日、11月25日に県の仙台土木事務所による県道相馬亘理線の工事に関する説明会がありました。そのときの開会の挨拶の中で、この計画に関しては町と十分協議の上、決定しましたと。有識者会議、議会とも協議の上、決定しましたと県の担当者の方が挨拶の中で言うておりました。取り残された19戸もの住民の方々が犠牲になります。犠牲者ありきの復興計画はいかかなもののでしょうか。私は誰かの犠牲のもとに自分だけが幸せを感じることはできません。誰もが納得いくようなこの地区を守るための方法を真剣にここにいるみんな、町民みんな考えてほしいと切に願うことから、2点目、復興整備事業の中で特に第二線堤と位置づけられている県道相馬亘理線の計画について伺います。

次に、県道にしても、JRの路線にしても地権者だけの説明会になっており、周辺地域住民に対する説明が十分になされておられません。道路や線路ができれば、その辺に住んでいる方たちにも大きな影響が考えられます。常磐線の移設に関し、先ほども言いましたとおり、1年後のめどが立ち喜ばしい話題として報道されています。当然、浜通り

のみんなも住民の方たちは喜んでいます。

ですが、そこで3点目、内陸に移設したJR常磐線により、コミュニティーを分断され生活環境に大きな影響を受けた周辺地域の住民に対し、今後の対応について町長の考えをお伺いします。

次に、このたびの震災において、我が町では636人という大きな犠牲者を出した要因の一つに、防災無線が上げられます。今回は地震により主要なアンテナが倒壊してしまったということですが、現在、復旧した防災無線は聞き取りにくい場所が多々あり、風向きによっても聞こえたり聞こえなかったりしてきます。多くの復興事業が危険区域内で計画されており、今後も多くの方がそこでの仕事に従事することになります。

山元町の主要産業であるイチゴを栽培するイチゴ団地、これも危険区域内に入っています。ハウスの中で仕事をしていると、防災無線は聞こえません。また、必要なこととはいえ、現在、山を崩して土取り場となり土は運んでいます。気候変動などにより今後の大雨などによる土砂災害が予測されます。

そこで4点目、今後の防災無線の整備についての町長の考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。橋元伸一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、今後の山元町全体の復興をどのように考えているのかについての1点目、復興整備事業の遅れについてですが、町では被災された方々の住まいの確保のため、新山下駅周辺地区、宮城病院周辺地区、新坂元駅周辺地区の3つの新市街地整備を進めており、また住民の安全・安心の確保のため、沿岸部において避難路や防災公園の早期整備に努めるなど、復興・創生に向けた各種整備事業に鋭意取り組んでいるところであります。

しかしながら、宮城病院周辺地区の新市街地整備において、廃棄物処理に不測の時間を要したことなどから完成が1年遅れることになるなど、一部の事業においては当初の完成予定時期が延びたものもあります。

復興事業の遅れは、人口減少にもつながることから、町としてはこれ以上、復興に遅れが生じないように工期短縮の工夫を行うなど、早期完成に向けできる限りの努力をしまいたいと考えております。

次に、2点目、県道相馬亘理線の計画についてですが、県では、津波対策として津波を第一線で防御する海岸堤防とあわせて県道相馬亘理線を第二線堤として高盛り土構造で整備し、多重防御に資する計画としております。

県道の整備延長についてですが、全長約11.3キロメートルで、福島県境から北へ旧JR常磐線と町道花釜笠野線の交差する箇所、これは旧山下駅南側の高瀬川にかかる陸橋付近でございしますが、ここまでの延長約7.5キロメートル間は、旧常磐線跡地及び拡幅用地を賠償し、そこから北へ高瀬川にかかる座頭橋までの区間、延長約1.3キロメートルは、高瀬川沿いの西側に新たに用地を買収し、さらに座頭橋から亘理町境までの区間延長約2.5キロメートルは、現県道隣接地の拡幅用地を買収する計画となっております。

道路計画高については、福島県境から北へ旧常磐線と町道花釜笠野線の交差する箇所までの区間はTPプラス4メートル、これは現地盤に3から4メートル程度の盛り土の

内容でございますが、この計画で、このうち坂元川から戸花までの区間については、河川堤防高のTPプラス7.2メートルとなる計画に合わせ、TPプラス10.5メートルになります。さらに旧JR常磐線と町道花釜笠野線の交差する箇所から亘理町境までの区間はTPプラス5メートル、現地盤に3から5メートル程度の盛り土をする内容で計画されております。

計画スケジュールについては、平成25年1月に測量設計に着手し、ことしの9月から10月まで地権者を対象とする用地説明会を開催し、工事については平成28年2月に発注する予定であると伺っております。

町としましても、県道亘理相馬線は重要な幹線道路であることから、県に早期完成を要望してまいります。

次に、3点目、JR常磐線の内陸移設により、生活環境に大きな影響の出た地域住民への対応についてですが、町では内陸への移設に当たり地域住民の方々に対し説明会を開催するなど、丁寧な対応を心がけてまいりました。特に町道花釜牛橋線が分断されることに伴い、牛橋地区の住民の方々から従前の地域コミュニティー維持と、浜吉田方面への利便性の確保のための踏切存続が要望がありました際には、町として地域住民の方々の要望にできる限りお応えできるよう関係機関と調整を行い、ことし5月の説明会において線路の東側、西側に側道を整備する計画を説明し、地区住民の方々からご理解をいただいたところであります。

また、町では鉄道整備に伴う特定環境影響評価事業を実施しており、騒音や振動といったJR常磐線の内陸移設が環境に及ぼす影響について調査予測及び評価を行ってまいりました。来年度以降も工事实施中の調査や供用開始後における環境調査を実施していく予定であり、この調査の結果から必要があれば、そのための対策を検討していきたいと考えております。

今後とも、町では移設に伴う影響や問題が生じた場合には、地域住民の方々のご意見に広く耳を傾けて対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目、防災無線の整備についてですが、さきの伊藤貞悦議員への回答と同様でございます。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。では、再質問させていただきます。

1点目、復興事業の遅れをどのように考えているかということですが、答弁をいただいたところによりますと、被災住民の生活再建を優先させるために一部事業の遅れが出ていることを認めております。その中で、避難道路と県道の遅れにより、危険区域の見直しというのが遅れております。今回、呼び方を津波防災区域と改めるという案が出ておりますが、呼び名を変えてもやはりこのような名前が残っていたのでは、イメージは全然変わらないと思いますけれども、このことについて今後の対応を町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。危険区域の呼び名の変更ということですが、これにつきましては、災害というふうなことで災害という言葉の持つ意味が、あらゆる災害が含まれているというふうな、そういう内容、ニュアンスになりますので、我々が津波に遭ったのは津波での被害だというようなこともございましたので、少なくとも的確な表現に改めるべきだろうというふうなことで、それから危険区域という部分も、いろいろと文章のつけ方を工夫する必要があるんじゃないかなという思いで、津波からの防災

をしなくちゃならない区域だという意味合いで津波防災区域という形での名称変更を今回予定させていただいているというふうなことでございまして、名は体をあらわすという例えではございませんけれども、きちっとした実態に即した形での名称変更にしていければなというふうに考えてございます。

あわせてシミュレーションへの関係についても触れていただきました。ご指摘のとおり、一定の多重防御の施設整備がめどがついた段階で改めてシミュレーションを実施する中で、どのような変化が期待できるのか、その変化に沿った見直しを5年後にしなくちゃないと、そういうふうな思いで今日に来ているというふうなことでございますので、これはしかるべき時期を捉えてシミュレーションをして、必要な見直しにつなげていければなど、そんなふうに考えているところでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。我が町はよその市町村とちょっと違っていて、危険区域を1種、2種、3種という形でとっておられます。その中で、1種区域は、できればもう住まないでほしい、住めない場所と。2種、3種に関しては、建築制限という形で設定されております。将来、見直すに当たってその2種、3種の部分が危険区域なり、津波防災区域ですか、この名前が取り除けるのかどうかという、その見直しということが危険区域とそうでない場所という形の見直しを考えての見直しなのかということをお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。現段階での発想としては、まずは復興のステージと申しますか、一定の復旧なり、多重防御も遅れている部分もございましてけれども相当整備が進んできたとして、ステージが変わった状況に応じた名称の変更も大切だろうと。この津波防災区域という名称のほかにも、例えば今、一例を申し上げますと、災害公営住宅というふうな言葉が使われているわけでもございますけれども、復興創生というふうなステージに場面が変わった中で、いつまでも災害ということはどうなんだろうと。ほかの被災自治体でもあえて復興公営住宅と、そういうふうな名称も工夫している自治体もございまして、やはりそういうふうなステージに即したネーミング、呼称というものも大事であろうと、そういう観点で今回の取り組みということでございます。

ですから、区域の変更自体は一定の時点でこれとしっかり対応しなくちゃならないというふうに思いますけれども、今のところは、名称とシミュレーションの関係、どうするかというところまでの考えは持っておりませんので、シミュレーションの段階でまた方法があれば、そうした方向でまた検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

11番（橋元伸一君）はい、議長。今、シミュレーションの話が出たんですけれども、危険区域を設定するに当たり、その時点での津波の被害の状況とかデータをとりましてシミュレーションをかけて危険区域を設定したものだと思います。その時点で条件つきでその危険区域の条例を我が町はよその町よりもいち早く半年で可決したわけなんですけれども、そのときにシミュレーションによって将来、見直しをかけるということを言った時点で、住んでもいいと言った2種、3種区域、条件つきでもそこに住んでもいいと言ったわけですから、そこにいつまでもそういうふうな名称を残すというのはいかがなものかと思うんですけれども、その時点でそういうことを想定していなかったということでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。甚大な被害を受けた自治体として安全・安心なまちづくり、そしてまた、被災者の方々の安全な場所での住まいの再建というふうなものを念頭に置いて

たときは、やはり今、国のほうでの制度として防災集団移転事業があると。この防災集団移転事業を活用するためには、一定の土地利用をしっかりとつくった上でその制度を活用すると、利用するというふうな、そういう前提があるものですから、そういうふうな形をとらせていただいたところでございます。

そしてまた、先ほど来からのご指摘の中で、我が町はあえて2種、3種という3段階に分けましたけれども、2種地区については被害の程度、あるいは現地での残っている家屋等の関係もいろいろございましたので、一定の安全対策を施せば現地再建もいいし、集団移転の選択もよしという、居住者にとっての選択の余地をそこに残したというふうなことでご理解いただければありがたいと思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。しつこいようですけれども、じゃ、名前をなくすか、違った形で残すか、それもまだわからない。ただ、見直しはかけると、そういうふうなニュアンスでとってよろしいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。国のこの防災集団移転事業を活用をするという前提での土地利用がございまして、この防災集団移転事業と整合性がとれる範囲での対応、これが最低限求められるところではございますので、整合性を確保できるような形での対応がどうしてもそこには必要になってくるというふうなことでご理解いただければありがたいと思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。では、見直しについてなんですけれども、シミュレーションが、ある程度のシミュレーションが取れば、危険ではないというデータができれば、見直しをかけるということなんですけれども、今の段階で大体時期的に、先ほどの答弁の中で県道とかのタイムスケジュールとかも出ていましたけれども、町長としてあと大体どのくらいの時期に見直しをかけれるという思いがありますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。シミュレーションのタイミングでございましてけれども、このシミュレーションは基本的には、先ほど来から申し上げておき、津波多重防御施設工事が完成した段階でかけるのがベストだというふうなことでございます。これまでも同じようなお尋ねがございまして、実施時期については工事完成後としておったところではございまして、その完成時期の一つの目安が集中復興期間終期の今年度、平成27年度と、そういうふうにしてきたところでございます。

その前に仮に実施いたしますと、途中で設計変更等があった場合に、再度かける必要が生じるというふうな、そういう部分もあるということ。ただ、現状完成まで時間を要するものもございまして、設計が固まり変更がある程度、生じ得ないような段階であれば、シミュレーションをかけて検討に入ることも可能だろうというふうな考えを持ってございます。ですから、もう少し具体的にまだシミュレーションに必要な基本的なデータですね、得られていない部分を申し上げますと、三線堤となる戸花川の戸花橋ですね、あそこから中浜の滝の山地区、あそこに通じる四番作道、三線堤となる四番作道の詳細設計が完成した段階であれば、シミュレーションも入れるんじゃないかなということではございます。たまたま今回の補正予算のほうに東部の農地整備事業の事業調整等との絡みでその測量を急ぐ必要があるということで予算計上させていただいておりますので、そういうもののデータが得られれば、一つのタイミングかなというふうに捉えております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。先ほどの答弁の中の県道の高さですね、大体山下駅、通り過ぎ

て間もなくだと思えるんですけれどもあそこの焼却炉の道路ですよ、花釜笠野線の交差するところ、1メートル低くなって4メートルに県道の高さになるようになっているんですけれども、その5メートルから4メートルに1メートル低くなったところにトンネルが掘ってあるんですけれども、その安全性は大丈夫なんでしょうか。済みません。線路を上を上げたところですね。線路を山側に移転して線路を通しましたね。それでちょうどトンネルのある戸花山ですか、あそこは。あのあたりはちょうど県道でいうと1メートル下がった場所になるような気がするんですけれども、違いますか、私の勘違いですか。ですから、津波が来るというシミュレーションの中で線路を上を上げて、あそこをトンネルを掘って線路を通しているんですけれども、あの辺のちょうど県道部分はTP4メートルになっていないですか、その辺のちょっと安全性に関してお伺いしたいんです。

議長（阿部 均君）どなたか担当課長、誰ですか。（「場所」の声あり）（「1メートル下がって4メートルですよ。ですから線路をシミュレーションによって津波被害から守るために線路を上げたわけですよ、山側に移設したと。それで山下駅のあたりは、あそこは何メートルですか、相当高い高架橋になっています。ところが、そこから戸花山に向かってジェットコースターのように下がってそれでトンネルをつくっていますね。低くしてトンネルくぐしているのに、その防波堤となるための県道が1メートル、よそより低くなっているというのはどういうことかと、安全性に関してはどのようにしているのかお聞きしたいということです」の声あり）誰ですか、担当は。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は45分といたします。2時45分再開といたします。

午後2時36分 休憩

---

午後2時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部のほうの回答がまだ準備が完了していないということで、暫時休憩をいたします。（「何分くらい」の声あり）何分と言いきれないものですから、暫時休憩ということで。（「安全の確認ができれば、それで私は」）の声あり

午後2時45分 休憩

---

午後2時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの11番橋元伸一君の質問に対し、答弁を願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お時間をいただきました。ありがとうございます。

改めてご指摘のありました場所、戸花山のトンネルですね、こちらから行きますと合戦原、上のほうにはみやま荘がございますね。あの付近での状況いかんというふうなことでございますけれども、あの辺の下側の田んぼ、直下の田んぼは大体標高1.7メートルです。あの辺に今回押し寄せた津波というのは大体1.5から約2メートルというエリアでございますね。合わせますと2メートルの津波の高さをとって3.7ですか、ということでございますけれども、実際に鉄道敷の高さについては4.57というふうな、そういうレベルを改めて確認させていただいたというふうなところでご理解いただ

きたいと思います。ありがとうございました。

11番（橋元伸一君）はい、議長。ちょっとまだ疑問は残るんですけども、そのこのところはこの次ということで、私がこの中で言いたいことというのは、今後、山元町が人口減を抱えて定住促進を図る中で、交流人口とか、そういうものをふやそうとしているときに、山元町が目玉である、先ほども言ったイチゴ団地とか、そういうふうな一番人の来る場所、いつまでもそういうふうなところを危険区域のような、先ほど言いました名前が変わってもイメージというのはなかなか私は変わらないと思いますので、そういうものをいつまでも残しておいたのでは、山元町のイメージダウンになるのではないかとということで質問させていただきました。

2点目にいきます。復興事業の中で特に第二線堤と位置づけられている県道相馬互理線の計画についてということですけども、先ほど私が言いましたとおり、県道の計画によって笠野地区、私はずっと4年8カ月、間もなく9カ月になりますが、毎日その地区を眺めて暮らしていました。その一部の19軒、40数人がそこに住んでいます。その住民が取り残されるような形になってしまいます。今はまだ県道ができませんので向こうを普通に眺めて私も暮らしていますが、そこに5メートルの嵩上げ道路ができてしまいますと、完全に分断されてしまいます。精神的にもそちらに残された住民というのは追い詰められてしまうのではないかと私は心配しています。その残される方たちに対しての今後の対応について町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同様の趣旨のご質問につきましては、午前中にも菊地議員から頂戴したところでございますけれども、まず、基本的なスタンスとしては、防災集団移転の事業をぜひ活用していただいて、早い時期に皆さんと一緒に高台のほうに移転していただくことが一番の理想でございますけれども、現にやむなくというふうな形の皆さん、いかにあるべきかということでございますけれども、今回の安全・安心なまちづくりの中では、津波の襲来から命を守るということ、そしてまたできるだけ防災、減災に配慮したまちづくりを進めるというふうなことで来たわけでございますが、特に津波からの避難時間を確保するというふうなことを中心にした多重防御、減災ということでございますので、いざというときにその情報をできるだけ速く町民の皆さんが同時に共有できるという、まず情報を共有できるような防災無線を中心とした情報伝達機能、これをしっかりと確保しなくちゃならない。

そしてまた、いざ実際逃げるということになりますと、これは避難道路の整備をして、できるだけスムーズに高台のほうに避難できるような形に整えるというようなことだろうというふうに思います。これがまずは基本になります。

具体的には、笠野、花釜地区の19世帯の皆さんが、ご指摘のような県道、一定の高盛り土の中でそこにスムーズにアクセスできるような道路整備をするということが大事なのかなということで、これは県のほうといろいろとすり合わせをしながら、必要な場所に必要な県道へのアクセス、そしてまた、そこから続く町の東西の避難道路、これに誘導なりアクセスできるような、そういう環境を整備しつつあるというふうなところでございます。

それから、これまでの答えの中でご紹介してまいりましたのは、沿岸部に3つのいざというときの避難場所を含めた築山、公園ですね、防災公園、これを工事着手にかかろうかという段階になっておりますけれども、そういう防災公園を近隣に設置することで

一つの期待は少しでも波の流れを弱める、減災できるような働きを期待したいということと、地区の皆様がたまたま公園周辺なり、海岸周辺でおられたときには、いざというときにはその高台にも避難をしていただけるような、そういう取り組みも今、進めつつあるというふうなことでございます。

そのほか、対策としての近隣、声かけながらのお年寄り、弱者対策も、これも町と地元の皆様といろいろな連携しながら構築していく必要があるんだろうということで、まずは情報の共有なり、スムーズな避難をできるような、そういう整備を急ぐ必要があるかなというふうに考えております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。今、町長のお話をお伺いしたんですが、できるだけあそこのところからみんなと同じように集団移転として違う、安全な場所にできれば移転してほしいということなんですけれども、それに対しての保証といいますか、そういう部分ではどのような考えがございましょうか。結局あそこに残った方たちは、あそこに住みたいということで家を直すなんなりするために多少なりともお金をかけてしまいました。1,000万円前後ぐらいは補修をするのにかかると思います。ただ、もうお金をかけてしまって、それで補償も何もなくてこっちに移れと言われても、それはやっぱり経済的な部分、いろいろあると思いますので大変だと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。防災集団移転事業の活用というのが基本になりますが、詳細につきましては後ほど担当課長から足らざるところは補足させていただきたいと思っておりますけれども、防災集団移転事業の制度をどういう形でこれまで活用してきているか、あるいは被災者支援制度の活用等の兼ね合いなどいろいろ前後関係があるかというふうに思いますけれども、いろんな支援事業の活用の中で、差し支えない範囲でこれまで対応してきたのであれば、改めて防災集団移転事業を活用していただくという方策も見出せるんじゃないかなというふうには思います。議員ご指摘の部分は、仮にそういう部分ができないとすれば、新たな形での支援の可能性というふうなニュアンスを感じるわけでございますけれども、その点についてはいろんな兼ね合いがございましてどこまで整合性のとれた考え方が整理できるのか、それにかかるんじゃないかなというふうに思います。

震災復興企画課長（佐藤和典君）済みません。それでは、防災集団移転事業の関係で私のほうからご説明を申し上げたいと思っております。現地の再建された方については、町の独自支援としては、現地再建の方に生活支援金をご準備しているところではあります。さらに移転を希望された場合について防災集団移転事業につきましては、改めて土地の買い取りについては可能かと思っておりますので、そちらのほうももし移転のような形をとられるといった方がいらっしゃいました場合には、ご相談いただければというふうに思います。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたけれども、山元町はこの市町村よりもいち早く半年で危険区域の条例を定めました。隣の互理町ですと、1年をかけて条例を可決しました。結局その1年の間にそこに住んでしまった方がいるわけですね。山元町ですと、その半年の間に住んでしまった方だっていると思います。そうすると、家を直して住んでしまって、突然、ここは住んでだめですよと言われて、お金をかけて直してしまっただけなのに、じゃこれはどうしよう。経済的に許される部分なんていうのはほと

んどないと思います。そうでなくても、そういう1種区域、2種区域に住んでいる方というのは、財産から何から全部津波によって奪われてそこを去ることを余儀なくされていると。出たくなくても出ていかなくちやいけない状態に追い込まれているわけです。

そういう中で、隣の亘理町をちょっと聞いてみました。亘理町の場合も、吉田の浜のほうに十数軒残ったそうです。その場合は、被災したときまでさかのぼって修繕費にかかった分のお金、上限1,500万円までで補償するという形で移転を促したという話を聞きました。今もそのとおりでそうです。そういうふうな考えは我が町にはないんでしょうか。お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の内容ですと、まさに時間軸の関係が相当影響しているんじゃないのかなと思います。亘理町さんの場合は1年かけてという話でございますけれども、山元町の場合は、いろいろ震災後の説明会等々の中で、自分たちはどういうふうな対応をすればいいのか方向性を早く示してほしいと。要するにもとの場所で現地再建が可能なのか、あるいは住めなくなるのか、町の方向性をしっかり早く出してと、こういう要望が強かったわけでございます。

そんなこともございまして、お隣から比べれば半年ぐらい条例化の対応が早かったのかなと、そういう中での皆さん、それぞれの個々の判断があったんだろうということでございますので、必ずしもお隣がそういう対応をされているので右倣いというふうなことにはならないかというふうに思いますけれども、先ほど言いましたように、そういうことを考えるにしても、やはり防災集団移転を活用した方々とのバランス、整合性というものを、やっぱり一定程度、勘案していかないとまずいのかなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。私が言っているのは、条例が定めたのが早過ぎたとか、そういうことではなくて、その短いけれどもその期間の中でやってしまった方もいると。そうすると、その方にも責任はないわけです。まだ住んでいいとも悪いともっていない場所で自分で判断して住んだわけですから、その場合に、結局住んでだめだと言われたところに無理無理というわけではないんですね。

私が聞くところによりますと、さっきも言いましたけれども、ずっと私はそばで暮らしていますのでいろんな話を聞くんですが、住んでだめな場所に勝手に住んでいるといううわさが結構あります。そういうふうな間違ったうわさというか、あの人たちは、住んでだめだというのに勝手に住んでいるんだからみたいな感じで言っている方たちもいますので、そうではないと。

その中で、先ほど岩佐議員もすごい声で訴えていましたけれども、住民の本当に心に寄り添って、町長が今回の一番最初の要旨の中で最後のほうに訴えていますけれども、被災された方々の悲しみ、痛み、苦しみ、これを全て全町民で共有しという言葉が入っています。そういうふうな観点から、あそこに残った方たちに何とかして再建させてあげましょうと、何とかしてもとどおりの何とか暮らしをさせてあげたいと、そういうふうな気持ちの中の思いと、先ほど言ったように、町が違うからできないとか、そういうことではなくて、そういうふうな考え、町長としてないのかどうか。いろいろ予算がかかるものだと思いますけれども、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は、やっぱりこういう立場になった以上は、議員ご指摘のように、一人でも多くの皆さんの幸せ、福祉向上というものを、これを大事にしながらや

っているつもりでございますが、全てパーフェクトというのは、なかなかこれはしんどい話でございます、それぞれの制度の活用あるいはまた運用を工夫しながらやっているつもりでございますけれども、同じようなご質問、これまでもお寄せいただきましたけれども、なかなか妙案、これまで見出せないで今日に来ています。問題意識、思いについては、私も同じだということを改めてご理解いただければありがたいなと思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。隣の町ばかり例に挙げて申しわけないんですが、亘理町ですと、町道をかさ上げしまして県道はあのみままで通すと。町道のほうに県道からのアクセス道路をつないで、今、浜通りを通ったら皆さん、わかると思うんですが、長瀬小学校よりもさらに東側に町道を5メートルのかさ上げで県道と同じ形で作りました。それを復興交付金を充ててつくっています。そういうふうな形で、私から見ていると、亘理町は何とかしてこの人たちを助けようという気持ちが伝わってきます。

しかし、私が見ている限りでは、何かこの人たちを何とかしてあげましょうという気持ちが、山元町の場合は、ちょっと伝わってこない部分があります。今のままでも県道が計画されていますので、この部分に関しては、そういう計画に沿って生活再建というか、生活を計画されている方もいますので、今さらどうのといいますが、その方たちがまた犠牲者になってしまいます。ですから、今のままで万が一、道路を、県道をつくるにしても、あそこをかさ上げするのではなくて県道はあの線路の高さのまま利用し、あそこの十数軒を守るために一部分、1キロなり2キロなりの部分の町としてのかさ上げ道路をつくるのか、そういう計画は無理なことなんでしょうか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この議論も相当これまでしてまいりました。まず、県道の法線、いかにあるべきかというふうなこと、これもシミュレーションなども加えながら県のほうともいろいろと協議をしながら進めてきたと。例えば笠野の前に駐在所がございましたですね、いわゆる旧道ですか、例えばあの辺のルートを通せないかというふうな検討もしてまいりました。ただ、いかんせん、高瀬川があそこにごさいまして海側からの距離が比較的とれないというか、短い。高瀬川があるということだと、仮に前回のような津波ですと、あの辺の一带が津波の浸水エリアとしての期間が長くなるか、ということもありましたし、例えば橋元さんのお宅のあの辺まで影響が出かねないというふうな部分もございましたので、苦肉の策として高瀬川沿いのほうにルートを振る。そして、あの高瀬川を極力回避するというふうなルート設定になった経緯がございます。

それは別としても、交付金を活用したという部分については、どういうふうな形で交付金活用できたのかどうか、改めて確認する必要がございますけれども、我々のこれまでの検討の中では、今の県道でもってあの辺の一带をああいう形で整備せざるを得ないというふうな結論になってここまで来た。それをカバーする上で、先ほど来から申し上げている築山防災公園等々の絡みで、少しでもカバーできるものがあればという事前の対応でもって何とか対応できればなということで今日まで来ているというふうな状況がございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。そうしますと、先ほど言った震災時点まで戻っての補修費の補填やら今の町道としてかさ上げ道路をつくるということに関しては、今のところ、考えてはないということよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お隣の取り組みの考え方なり、交付金の活用など今後のこともございますので、それは情報収集なり分析をしてみる価値はあろうかというふうには思

いますけれども、現段階では今のルートでの整備というふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。今のルートというのは、先ほども言ったように県道の話だと思いますね。私が言っているのは町道として整備してほしいということなので、一応調べる余地はあると今言っていたように私は思いましたので、その辺を期待してみたいと思います。

もう一つ、先ほど言ったように、ちょっと戻りますけれども、町と十分協議の上、計画をつくったというふうな話でしたけれども、協議の中で、やはりあそこに残った住民のことをどうしましょうとか、こうしましょうという話というのは、その協議の中ではなされたんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお答えさせていただきましたように、こういう現地再建の状況もあるので、こういうルート、こういうルートということでの協議といたしますか、町としての一定の検討はしっかりとさせていただいた中で、シミュレーションの結果を参考にしながら県のほうと協議をさせていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。いや、施設に対しての協議ではなくて、住民に対することが協議の中で出なかったかということです。県のほうでは、町と十分協議をした結果、こうなると説明しているわけです。そうすると、県のほうは、ただ町から言われたのをはい、わかりましたと受け取ったということですか、そうではないですよね。町と県がきちっと協議をした上でこういう計画をつくったということだと私はとったんですけれども、その中で、結局周りの環境、一番最初に言いましたけれども、今回の場合、ただ普通に平なところに道路をつくるというわけではなくて5メートルものかさ上げをするわけです。それで、第二線堤という大きな役割を果たすわけです。そういう中で、大きな協議というのがあったと思うんですね。まず、住民に対する、近隣住民に対する説明というのを十分にやっていたかということと、近隣住民じゃなくても行政同士の話の中で、協議の中で、ここにこういう地域が残ると、この人たちをどうしましょうと、そういうふうな真剣な話は出たのかということをお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。相当程度、その辺を勘案しながら協議に望んだというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。今の意味がちょっとよくわかりませんので、もう一度お願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町としても、そのことを十分意識してそういう問題も決めているルート、協議だというふうなことでございます。県のほうと、そういうふうな状況も話をしながら協議を進めてきているというふうなことでございます。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。意識をしたのと言葉で話をしたのは全然違うんですが、意識をするというのは、ただ頭の中で想像しているだけだと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。それで協議をしたと、そのような計画を通していいものだと思ってやっているわけですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど言いましたように、そういうふうなことを十分踏まえて協議をしたということは、そういうことも表面に出して、こういう町の置かれた実情、実態だというふうなこともお話をしながら協議を進めてきたというふうに、そういうふ

うな状況でございます。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。しつこくなってしまうので最後にもう一回だけ。しつこくするだけの私は価値もあるし、責任を持たなくちゃいけないと思っています、町として。人の命がかかっているわけですから、四十数人もの。ですから、しつこくしつこくこうやってやっているんですけれども、今も答弁で言いましたように、協議をした中で、じゃあそこに残った人たちは、最終的にどうするつもりでこういう計画にしたんでしょうか、お伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど議員から、周りで残っている人たちが勝手にというふうな、そういう取り上げられ方がされているということがございましたけれども、これは改めて申しますと、それぞれ居住権というものがございまして、新たに建築を制限できるという法律はございますけれども、そこに住んでいる人については、その居住権をしっかりと補償しなくちゃいけない。そういう中で、皆様が現地再建というふうなことでございます。

一方では、建築制限というのは、改めて新しく住宅のように1種エリアでは建築できませんよと、そういう前後関係があるということをご紹介させていただくと。それは議員は篤とご案内だというふうに思いますけれども、そういう中で現地再建という選択をされたわけですから、それは町としても、その方々たちが少しでも安全・安心が確保できるような、そういう対応をしっかりとしていかななくちゃいけないと、そういうふうな思いで、先ほど来申し上げました防災、減災につながる、あるいはスムーズな避難というふうなことについての周辺環境の整備というふうなことに対応してきているというふうなことでございます。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。わかりました。確かに自分で決めてそこに住むわけですから、ある程度の自己責任というのはついてくるのは当然です。大人でしたら誰でもそれは理解していると思います。

ただ、先ほど町長が、多少なりとも今後、調査してもらえるような返事がいただけましたので、このことに関しましては、私としては本当に重要な課題だと思っていますので、県道が今の計画どおりに進んだとしても、あそこの住民に対する対応に関しては、今後とも取り上げていきたいと思っています。

次に、3点目に移ります。

内陸に移転したJR常磐線によりコミュニティーを分断され、生活環境に大きな影響を受けた周辺地域の住民に対しての今後の対応についてですけれども、地域住民、地権者の説明だけではなくて、その近隣に残される方たちに対する説明対応と申しますか、その辺はどのようになさっているのかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでこの復興計画を中心とした住民説明会あるいは最近では地区懇談会というふうな形、さらには折々の行政区長会議等々、できるだけ町とそれぞれの行政区の方々とのコミュニケーションがとれるように、そういう努力に努めてきているというのが基本でございます。あとは、折々に必要な場面に私も含めて担当課を中心に地元の方々との意見交換、各行政区の現状把握なり、それに対する町としての対応姿勢を披瀝しながら、できるだけ双方向の形での意見交換になるように努めてきたところでございます。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。その線路の計画なんですけれども、今、新しい線路がどんどん

できていまして、私も毎日通っても着々と進んでいるのは目に見えてわかるんですけども、線路ができたときに、この答弁書の中に、西と東側に側道を整備するということが載っています。これは新しい線路のことでよろしいんですか、新しくした線路の両側に側道をつけるということでもよろしいのでしょうか、そのように理解して。側道の幅というのはどのぐらいの幅を見ているのでしょうか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。ただいまの質問ですけれども、先ほど町長答弁で申し上げたことにつきましては、牛橋地区の大平牛橋線から浜吉田に行く方向の西側と東側ということで、東側の山元町から亙理町へ抜ける道路、これを新設で延長すると。それで4メートルの、車道4メートル、歩道が50センチ、4メートル50、車道の分は4メートルの計画で進めております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。私が聞いたところによると、側道の幅7.5メートルと聞いているんですけども、その辺、ちょっともう一度お願いします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。大平牛橋線から北側につきましては7.5メートルで計画しております。（「全てだから両側だからずっと全体的な説明してください」の声あり）JRを挟みまして大平牛橋線から北側のJRの東側と西側につきましては、両側の側道が7.5メートルでございます。（「南のほうはどうなんですか。全体的にどうなんですか。牛橋のみでしょう、今言ったのは。南のほう、大平線から南のほうはどうなんですか」の声あり）

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。大変失礼しました。あと、大平牛橋線から南側のJRの東西につきましては、4メートルで計画しております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。そのようないろいろな計画があるわけですけれども、確かにあそこに線路をつくる計画を立てたときに、住民の方たちの承諾を得るための説明会というのはしたと思うんですね。ただ、そこから時間も経過していますし、少しずつ線路ができるにつれ、やはり先ほどの話ではないんですけども、頭の中で描いているものと実際にできてくると、やっぱり残された近隣住民というのはだんだん不安が出てくると思うんですね。私なんかは電車の通っている場所で生まれ育っていますので気にはなりませんけれども、今まで通らなかった人にしてみれば、その音だったりいろんな部分で振動だったり、そういう不安というのが出てくると思うんです。

答弁の中にも、特定環境影響評価事業ということを実施して、騒音や振動といったものを調べているということが書いてありますけれども、そのようなことを中間報告ではないんですけども、地元の今残っている近隣住民の方への説明会というのが必要だと思うんですけども、今後、そういうことをなされる計画はあるのでしょうか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。ただいまの特定環境影響評価事業についてですが、ただいま工事中と供用開始後の両点をやっております、その住民説明はどうかという質問と思いますけれども、今の段階では県なり国土交通省の報告で中間報告ということで報告業務をやっていきますので、ちょうど担当、きょう、県のほうに行っているんですけども、今のところ、全体的な住民説明というのは考えておりません。

11番（橋元伸一君）はい、議長。先ほどから私、言っていますように、県道にしても、常磐線にしても、こういう言い方をしたら失礼かもしれませんが、ある意味、移転される方よりも残る方たちのほうが生活に対する影響というのは大きいのではないかと考えられます。

そういうことで、今のところ、考えていないということではなく、これだけ不安に思

っている方たちが多くいますので、確かに牛橋地区と花釜地区を通るわけですが、幸いなことに、花釜地区のほうは田んぼというか、畑のほうを通りますので、特に牛橋地区に関しては住宅地の中をもろに真ん中に通っているわけですから、近いうちにそういうふうな説明会を開くべきではないかなと思いますので、その辺に關してもう一度、お伺いいたします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。先ほども申し上げましたように、今、工事中の騒音関係も実施しております。それで、さきの11月の末にJRのほうで前倒しで来年の12月末までには開通をするということなものですから、その後もこの騒音振動につきましては、環境関係の分で継続調査をいたしますので、その段階である程度の数字が、今の工事中と電車が通ったところの毎日出る騒音ですか、それが出ますので、その段階で余りにもひどいような場合とか、そういうのがあれば、その時点で検討というか、考えさせていただきたいと思います。ただ、今の工事中の分については、ただいまそういう考えはないということでご理解をお願いします。

11番（橋元伸一君）はい、議長。そうです。そういうことを聞いているんでなくて、今の騒音がどうのじゃなくて、今現在の状況を今残っている住民の方に、途中経過としてそういう説明会を一度開いてほしいということを思っているわけです、私は。住民の方たちが、やっぱり目に見えない不安というのがありまして、説明会するってそんなに面倒くさいことなんでしょうか。それだけの迷惑というか、影響を及ぼしているわけですから、そのぐらいのことはしてしかるべきだと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当室長が申し上げたかったのは、今、まだ現に電車が走っていないという中で調査はしておりますので、いずれ今後、試運転とか、具体の騒音、振動が懸念される時期も早晚来ると思います。その時点でまだ、いわゆるビフォーアフターの関係の状況がわかりますので、その辺のタイムリーでもってやるのであれば、そういう時期を予定させてもらえばなど、そういうふうな趣旨でお答えをしたんだろうというふうに思いますので、必要な説明がという部分については、これはできるだけタイムリーにやる必要があると。ちなみに常磐道の全線開通前後についてもいろいろと周辺の方々からの問題提起もあったりして、いろいろとNEXCOと連携しながらその辺についての説明報告会なども開催させていただいているというふうな状況もございますので、できるだけタイムリーな形で必要な対応はさせていただければというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。やはり住民の不安を取り除くという観点から早期の、現状段階でのいいので説明会を希望して、この質問を終わりにしたいと思います。

それでは、4点目、防災無線の整備についてどのように考えるかということですが、昨日の伊藤議員の質問の中でもお答えをいただきまして、見直しをするということで返事をいただいておりますので、これに關しては一つだけ、早期の実現に向けて言ってほしいんですけども、大体どのぐらいの時期になるかという目安があったら教えてください。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。時期でございますけれども、きのうも伊藤議員さんのほうからご質問いただきまして早期にというふうなことでお話をいただいております。私たちが今回、調査を行いまして、ある程度の見直し案というものを3案いただいておりますので、この3案を28年度の予算に向けまして内部で検討して、できるだけ早い時

点でということを進めていきたいと思っておりますけれども、今回の防災無線の見直しにつきましては、予算が2億、3億というふうな高額の金額にもなりますので、その財源等を勘案しながら、できるだけ早い時点でというふうなことでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。それでは、最後になりますけれども、私の大項目で挙げました町全体の復興ということ考えたときに一つだけ言わせていただきますと、先ほど岩佐議員が言っていた南保育所の件、それからきのう、竹内議員が掲げました道の駅構想の坂元の駅前の案件、あれに関しては私も本当に大賛成です。そして、浜通りの復興がまだ途上であって終わっていないということの一つ大きく言わせていただきたいと思います。

そして、被災者、住民に寄り添いみんなの声を聞き、住民と同じ目線で思いやりと優しさを忘れずに今後の山元町の復興を考え進めることを切に希望し、私の質問を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）11番橋元伸一君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は3時45分といたします。

午後3時35分 休憩

---

午後3時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。平成27年第4回議会定例会に当たり、復興関連事業初め、町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見を伺うものであります。町長の誠意ある答弁を期待し、質問に入ります。

1件目は、選挙管理委員会の対応についてであります。全国的な各種選挙での投票率の低下が指摘されている中、投票率の向上に向け努力、工夫する自治体も生まれていますが、1点目は、この間の選挙の投票率の推移をどう見ているか。2点目は、発表の時間、その仕方に問題はなかったか。3点目は、郵便投票の取り扱いはどのようになっているか。4点目、障害者への対応はどうだったのか、この4点についてお伺いいたします。

2件目の質問は、交流拠点施設の取り組みについて、7月10日の全員協議会で、役場敷地内に整備され役場新庁舎と連携した施設としての説明を受けておりましたが、8月21日の特別委員会では、突然、役場敷地内には整備しないという報告がありました。そこで、次の点についてお伺いいたします。1点目は、道の駅との一体化とする突然の方針変更に至った経緯に問題はなかったのかについてお伺いいたします。2点目は、その総事業費は幾らか。また、その財源確保に問題はないかお伺いいたします。3点目は、場所の選定はどうなっているのか。以上3点についてお伺いいたします。

3件目の質問は、新坂元駅周辺地区、その中の道合地区の事業にかかわる諸問題についてお伺いいたします。この件に関しては再三、これまでも取り上げ、その問題の解明を求めてきたわけではありますが、なかなか明確なご答弁、解明というものがなされてこなかったということから、改めて次の各項にわたってお伺いいたします。1点目は、こ

の事業の遅れについてどう認識しているか。また、その経緯を明確にし、示されたい。  
2点目は、造成工事、建築工事の進捗状況は、スケジュールどおり進んでいるのかについてお伺いいたします。3点目は、事業の遅れの大きな要因となった政策提言書の公開を改めて求めます。4点目は、情報公開の取り扱いについて、町の対応に問題はなかったかということをお伺いいたします。

以上、3件にわたっての私の一般質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、選挙管理委員会の対応についての1点目、選挙の投票率の推移についてですが、最近の選挙における投票率については、本町を含め全国的に低下傾向にあります。我が町にあっては、町選挙管理委員会並びに明るい選挙推進協議会において、投票率の向上に向けさまざまな啓発活動に取り組んでいただいているところであり、投票率の全国的な低下傾向にあって、本町においては、一定の歯どめがかかっているものと理解しております。

なお、去る10月25日に執行されました町議会議員選挙並びに県議会議員選挙における投票率は、前回の選挙の投票率と比較し、町議会議員選挙が3.82ポイント高い71.23パーセント、県議会議員選挙は同様に3.88ポイント高い71.29パーセントを記録するなど、県内で最も高い投票率の結果となっております。

この高い投票率は、合併直後以来60年ぶり、さらには我が町の男女共同参画社会の到来を予感させる女性候補者を含む新人候補者に対する有権者の関心の高さであったり、町議会議員選挙と県議会選挙を同日に行ったことなどが、その要因として挙げられるのではないかと受けとめております。

次に、大綱第2、交流拠点の施設の取り扱いについての1点目、道の駅と一体化する方針変更に至った経緯についてですが、現在計画中の交流拠点施設は、町内外からの交流人口拡大のため、ビジターセンターとしての機能や町内の各観光、交流拠点とのネットワーク化において中核的な機能を担う施設として整備することとしております。

この整備に当たっては、町では被災した夢いちごの郷や笠野学童総合案内所等の復旧の延長線上に創造的視点を加え、復興交付金で整備することとしておりました。その後、道の駅についても検討すべきという議会における議論などを踏まえ、交流人口拡大や売り上げ目標の確保という観点から、多くの地域で成功例があり、また施設整備の一部を国が負担するなど財政面でもメリットがある道の駅と一帯整備をしていくことが得策と判断いたしました。その整備方針については、庁内関係課において協議し、震災復興本部会議で報告しており、その方針変更については特段問題ないと考えております。

次に、2点目、総事業費及びその財源確保については、岩佐哲也議員への回答と同様であります。

次に、3点目、場所の選定については、竹内和彦議員への回答と同様であります。

次に、大綱第3、新坂元駅周辺地区道合地区の事業にかかわる諸問題についての1点目、この事業の遅れについてどう認識しているか、経過を明確にし、示されたいについてですが、同様の趣旨のご質問は、ことし6月、そして、9月の定例会で回答しているところではあります。経緯などにつきまして改めてお答え申し上げます。

平成24年度に町議会において本地区が津波浸水区域であったことによる安全・安心

の懸念や、造成費に対するご説明が不十分であったため、二度にわたりお認めいただけなかった経緯があります。その後、平成25年12月には当地区の排水対策に関する陳情があったことや、坂元地区の行政区長の方々の請願が議会へ提出され、さらに議員有志からの政策提言が提出されるなど、早期着工が強く求められておりました。

このため、海岸防潮堤などの多重防御の各事業がより具体化し、安全性が高まったことなどから、道合地区の整備に関する予算案について、昨年(平成27年)の第2回山元町議会定例会においてご可決いただいたところであります。

一方で、昨年4月に行った意向調査の結果、道合地区の中層集合住宅については12戸の入居規模が確認されておりましたが、7月の1次募集の段階では、計画戸数12戸に対し5戸の申し込みにとどまったことから、復興庁と協議が継続されておりました。その後、引き続き募集を呼びかけた結果、12月の2次募集を終えた段階で16戸の申し込みがあったことから、工事発注について復興庁と再協議を行い、ことし1月に了承をいただいたところであります。

このようなことから、ことし2月の東日本大震災災害対策調査特別委員会において、道合地区については、造成工事、建築工事を現在契約している新坂元駅周辺地区市街地JVに、平成27年第1回山元町議会定例会にて変更契約を行い整備を進める予定であったことから、来年3月に入居可能とご説明申し上げておりました。

しかし、ことし3月に入り現場作業員不足、建築資材の高騰等が要因でJVとの変更協議が整わず、計画の見直しをせざるを得ない状況となりました。その際、他の市街地の工事同様、設計業務、造成工事、建築工事を一括発注することも検討しましたが、発注に当たり総合評価入札方式に要する時間の短縮を図るとともに、来年度の建築技術業務を担う建築職員確保の見通しが不明瞭なため、県へ建築業務を委託せざるを得ないと判断し、造成工事と建築工事を分けて発注する手法へと変更いたしました。

このような経過から1年遅れの計画となり、入居を希望されている方に対しては大変ご不便をおかけすることとなったと考えておりますが、一日も早い入居を実現させるため、造成及び建築業者との連携体制を強化し、工期短縮に努めてまいります。

次に、2点目、造成工事、建築工事の進捗状況はスケジュールどおり進んでいるのかについてですが、現場では地盤改良は完了し、現在、盛り土工に着手している状況で、造成工事にかかわる11月末現在の進捗率は計画58パーセントに対し、実施が約57パーセントとほぼスケジュールどおり進んでおります。

また、建築工事については設計業務を県に委託しており、ことし8月から設計業務に着手しております。今月末には設計業務が完了し、平成29年3月の完成に向けて来年3月に工事を着手する予定としております。

次に、3点目、政策提言書の公開を改めて求めることについてですが、当該政策提言書については、これまでも議会における一般質問等の場面において、政策提言書は個人に対して提言されたものであることを答弁申し上げてきたとおりであり、内容等を公開しないことを前提に有志議員から受け取ったもので、相手方との信義則上、提出できかねますのでご理解願います。

また、その後の町の情報公開制度に係る議長名での不服申し立てに対しても、第三者機関である情報公開審査会の結論は、情報存在決定は妥当であるというものであります。

なお、審査会からの答申書においては、町長と議会とで情報共有を図り、議会の中で問題解決が図られるよう期待するとの意見も付されておりますことから、こうした意見を真摯に受けとめ、議会との情報共有に意を用いてまいり所存であります。

次に、4点目、情報公開の取り扱いの問題についてでございますが、この問題については、さきの第3回議会定例会で答弁申し上げたとおりでございます。私からは以上であります。

議長（阿部 均君）選挙管理委員会委員長渡部 侑君登壇願います。

選挙管理委員会委員長（渡部 侑君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、選挙管理委員会の対応についての2点目、発表の時間、仕方及び3点目、郵便投票の取り扱い並びに4点目、障害者への対応についてですが、これはさらに10月25日に執行されました宮城県議会選挙並びに山元町議会選挙についてのご質問かと思えます。

初めに、2点目、発表の時間、仕方についてですが、地方選管が管理する町議会選挙と県選管が管理する県議会選挙を同日に執行し、開票にかかわる選挙会について併催し、選挙事務の効率化に取り組んだところであります。県議会の開票については、県から開票速報計画が示されており、開票状況の途中経過や最終確定結果については、本計画に従って県選管に対し定時に報告を求められておりました。他方、町議会選挙の開票については、県への速報等は必要ではありませんが、開票所内での中間発表等のタイミングについては、地方選管においてあらかじめ速報計画として県議会選挙にあわせて実施することにし、第1回目は21時30分、2回目は22時、最後に確定投票数を22時30分にそれぞれ発表したところであります。それぞれに発表した得票数については、あくまで速報時刻の直近の投票数について事実に基づき発表したものであります。また、発表した得票数については、各候補者から届け出のあった10名の開票立会人の方々の確認が済んだ得票について発表しておりますので、客観性の確保や公平性の観点からも特に問題はなかったものと認識しております。

次に、3点目、郵便投票の取り扱いについてですが、身体の重い障害などで投票所に行けないという場合に、郵便によって自宅など現存する場所で投票を行うことができるという特例法な制度であります。公職選挙法の規定に基づき適切に事務を行っているところであります。

なお、この制度を利用できる人は身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の障害があると記載されている人、また介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5と記載されている人に限られており、適切に処理されたものと受けとめております。

次に、4点目、障害者への対応についてですが、これまでの選挙同様、期日前投票所並びに当日の各投票所には簡易スロープの設置や車いすを準備し、また介添えや代理投票に当たる事務従事者をあらかじめ配置するなど、障害のある選挙人の方々の投票環境の確保に配慮しております。各投票管理者からは特に問題があったとの報告もなく、適切に対応していただいたものと考えております。

私は、期日前投票所の管理者として立ち会っておりますが、事務従事者は障害者に親切で丁寧に対応していただいているのを見ております。また、投票日当日、各投票所を回って投票所の状況をそれぞれ確認しておりますが、どの投票所でも間違いなく懸命に

やっただいているのを認識して感謝しております。以上です。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろありますので、順不同で再質問させていただきます。

先ほどお願いしたわけですが、誠意ある答弁ということでご期待しということだったんですが、全く誠意のない答弁が最後にあります。第4点目、情報公開の取り扱いの問題についてであります。さきのこの問題については、さきの第3回議会定例会で答弁申し上げたとおりであります。これだけの答弁で私、全く同じ内容なんですか、町長。さきの質問は、あれは政策提言書の取り扱いというので経緯について説明を受けただけの答弁ですよ。こんな失礼な答弁、ないんじゃないですか、確認してくださいよ。私が今回質問しているのは、情報公開の取り扱いについて町の対応に問題はなかったのかと問題を確認する質問なんです。何考えているんですか、この正式、公式の場で。大変失礼、無礼な対応ですよ、町長、お答えください。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の質問、前回の質問も私は同じ次元の問題、内容だというふうに捉えさせていただきましたので、前回の場面でこの情報取り扱いの問題について、どういうふうな状況だったかというのは、しっかりお答えをさせていただいたというふうな思いの中で先ほどのような答弁をさせていただいたところでございます。（「示してくださいと言っているの、同じ内容だったら。内容も示さないで同じですと言われても、私、違うこと言っているんですよ。今回の質問の趣旨について言っているんですよ。同じだったら同じような内容を言ってくださいよ。どういうところが同じだったのか、私はそれに疑問を持っているから確認しているんですから。そんな一方的な話でみんな、聞いている人、わかりませんよ、そんなことでは。確認します」の声あり）

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。（「そんな失礼な答弁ないでしょう」の声あり）ただいま遠藤議員がお話しになっております9月の定例会の質問内容、事務局で確認しますので。

暫時休憩します。

午後4時 9分 休 憩

---

午後4時10分 再 開

議 長（阿部 均君）遠藤議員が確認はいいということでございますので、このまま引き続き会議を続けます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことなんで、一番後ろから展開するということになります。

情報公開の取り扱い、町の対応に問題はなかったかということについて全然お答えになっていないんですが、一つ一つ確認していきたいと思います。

まず、この情報公開審査会、何回開かれて、そして、審査に要した延べ時間数についてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答えするのはやぶさかでございますけれども、たしかそういうプロセスを経て前回結論を公開審査委員会のほうから回答をもらってそれをお伝えをさせていただいたわけですから、そういうことでひとつこの問題についてはご理解できませんと、せつかく審査会からの結論をお話をして今回またさらに重ねて状況をご報告、ご説明申し上げているわけでございますので、そういう結論が出た中でまた何回、どういうふうな形でということ、ちょっといかがなものかなというふうに思うわけで

ございます。まだ結論が出ていなくてということであれば、これまでの状況、今後の見通し、どうなんだということであればあれですけども、一定の審査会からの結論が、それは何回であれ、もう結論出てご報告、ご説明しているわけでございますので、その辺はご理解をいただければなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。理解できないから聞いているんですよ。結果について疑問が残るから確認の意味で聞いているんですよ。そのどこが問題なんですか。答えられないんですよ、逆に。非常に重要な問題であると我々は思って審査していただいているんですよ、不服申し立てをして。その結果についてまだ不服が残ると。そこに何らかの問題はなかったのかなということ、その確認という意味での質問なんですよ。このことについて時間どんどん過ぎていってあれなんですけども。

議長（阿部 均君）町の対応に問題はなかったかということでありますので、問題はなかったというのか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうあれだと、多分答えるの大変だと思うから、審査会に町としてどの程度の資料を提供したんですか、または審査会のほうから、どの程度の資料の要求がありましたか、その点は答えられるかと思いますが。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。私のほうからお答えさせていただきますが、審査会は2回ほど開催させていただきました、1回目につきましては、当然、議会の質疑内容と議会で発行しております議事録、これをお示しさせていただきました。さらには議会広報で出されている要約された当該案件に係る審議経過、こういったもの、さらには山元町における情報公開制度の一連の関連する資料ということで、努めて客観的な資料をお示しをさせていただいたというふうに認識しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件を確認したのは、どのくらい正確な中身で審査されたかという疑問が残ったから確認したんですが、あわせて私たちは構えて待っていたんですが、我々も当然、説明の要請があるのかなということがあって構えていたんですが、そういうこともなかったということ、そして、今、提供された資料の中でだけの判断だったんだということが今確認されたわけでありましたが、その辺の内容につきましては、審査会ですからこっちでどうこうというふうなことも言えないということもありますので次に移りますが、審査会の委員は、どういった基準で誰が決定したのかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。審査会の委員の選考に当たりましては、制度発足当初から審査会委員に委嘱している方々を念頭に置いたわけでございますが、残念ながら機関から推薦をいただいている方については任期切れというふうなこともございました。これは具体には仙台弁護士会からご推薦をいただいている先生については、会議の中で決定をしご推薦をいただくという運びがあったものですから、その弁護士会の先生などにつきましては改めて選任する必要があったということです。今回、審査をお願いした先生方の中には、従前からの引き続きの委員さんもおられましたし、また新たに選任をとということもございました。

その中で、これはいろいろ検討させていただきましたけれども、情報公開そのものについては、個人の利害関係に密接にかかわる問題等、そしてまた、さまざまな範囲、影響、そういったものも懸念されましたことから、条例におきましては、委員会委員数は5名というふうなことで念頭に置いたのは、人権問題であったり、有識者の方々、さら

には女性の視点というふうなことなども必要だろうということで、その有識者の中には人権擁護委員の方なども包含した形で委員選定を行ったということでございます。

この委員選定は、システム上、町の諮問機関というふうなことで、その選考過程におきましては、執行部の内部におきましてしかるべく事務決裁の経路を経て委員の案を練りまして、そして、関係機関のほうにご推薦をお願いして人選を進めたというふうな経過でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何を基準に誰が決めたのかという質問なんですが、基準は多分あるんでしょから、誰が決めたんですか、改めて伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。町の決裁のシステム上、最終的には町長が決定という手順になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この審査会の委員の中に審査の対象となる方の関係者がいるんじゃないですか、確認したいと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。どのような意味で関係者とおっしゃられているのか、ちょっと存じ上げかねますので、その辺、大変失礼ですが。（「政策提言の公開を求めるのが中心のことから来ている審査会の不服申し立てですよね。政策提言書というのが中心なので、その政策提言書の中で8人の人の中の関係者はいませんかということです。ですから、基準も確認したかったんですが」の声あり）

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お答えさせていただきます。基準の中で特にそういうふうな規定、決まりはございませんので、当然、良識に従ってしかるべく人物選定をということを念頭に検討させていただいたというふうな次第であります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。本当にそういう基準ないんですね。普通、ないということですが、ないとなると、非常に審査会での審査の中身に疑念が生まれてくるということになってくるわけなんです、これは町としては問題ないということですので、その辺は、後日、また別な場面で出てくるかと。私は問題があると思います。関係者がいて自分の関係者のやつを審査するわけですから、世間一般の話では、そこに有利な結果を出すというような、そういうふうに我々は受けとめると。だから、それはまた別なところで、必要なところで確認したいと思います。プロの先生も問題だというふうなことを言っている方もいるんですが、いいでしょう、それは。

次に、この辺が多分前回言ったということになるのかもわかりませんが、この件に関しまして不服申し立て後、これ15年の1月13日に出したわけですが、このことについての町の対応に問題はなかったか、お伺いいたします。

議長（阿部均君）課長。（「課長でないべ、町長だべ」の声あり）

質問者が町長と示しておりますので、町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。せっかくのあれでございますので、あらためてじゃ。

まず、問題点もどの辺にあったのかということでございましたけれども、この常設であるべき委員の任期切れ状態にあることに気づかないまま、日々を重ねてしまったというふうなところがございます。そういう中でその後、議会からの催促を受け、改めて審査会の開催に向け仙台弁護士会等からの委員推薦を待つて5名の先生方を委員にご委嘱を申し上げました。そういう中で、当該不服申し立てに関する審査をお願いをしたと。

そういう中で、この間、相当の時間を費やしてしまったというようなことで大変ご心配をおかけし、改めておわびを申し上げる次第であるということをお知らせしました。そ

して、今後はこうしたことのないように要所要所で事務を見直しなどしながら、職員の注意を喚起してまいりたいというふうな、そういうふうな趣旨のことを申し上げさせていただいておりますので、問題点というのはそういうことで、前回は今回もそういう内容だろうということを受けとめておったところではございましたので、先ほどのような対応をさせていただきました。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話、一般の方が聞いても何を言っているのかわからないのではないかと思います。

それを順順やっているとまた時間がかかりますので、1つ確認したいのは、1月13日に問題はなかったのか、なかなか問題がありましたというような明快な回答が前回もございません。おわびという方はありましたが問題があったからという、それは先ほど来の中でも、何かそういった部分については明確な回答がされていないということを指摘しておきたいと思います。

戻りまして、この件に関してこれは14日以内に求めなければならないと。これは忙しいとか何とかとか、あるいは委員がないとか、そういうレベル、類いの問題ではないんですよ。この件についてどこまで、問題意識が非常に薄いことを感じるから改めて伺っているんですよ、町長。14日以内に審査を求めなければならないんです、委員があってもなくても。そこで初めて委員がいなかったと。1月13日ですからね、その点についてどう思われますか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この辺につきましても、一連の流れ、大変申しわけない状況がありましたので、その都度、担当課のほうから議会サイドにその状況をご説明し、ご理解しながら委員選定に当たってきたというふうな経緯があるわけでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の認識も非常に受けとめ方も甘い、甘いというか、全然意識されていないんですよ、流れからいって。ですから、6カ月も7カ月間も放置するという内容になっているんですが、議会は2回も開催の請求をしているんですよ。それも無視されているんですよ、しかも文書で。その辺の事実関係知っていますか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の段階になれば、これは一連の流れというものを改めて担当課のほうから前回の9月の議会で答弁する前、あるいはご指摘の4月以降の段階で改めてこの辺についてはかくかくしかじかの流れがあつてと、議会のほうなり不服の申し立て審査に速やかに対応しかねる状況があるというふうな状況については、後づけになりますけれども、そういう状況を報告を説明を受けているというふうな状況でございまして。そういう中で、できるだけ早く委員の委嘱がえをしなくちゃいけないよというふうなことで対応してきたというところではございます。そういう中で、一定の時間を費やしてしまったということについては、これは前回は申し上げしましたし、大変その辺についてはその不手際、申しわけないなと思っているところではございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。せっかくですから、でしたら、先ほどの前回答弁したという流れを示してください。全く、全くとは言いません。こっちから確認されて改めて出てくるというような感じですので、8月、とにかく審査請求するまで、求めるまでの経緯について詳しくお伺いします、確認します。

議長（阿部 均君）前回の答弁した内容をお伝えください。でないと、なかなかやりとりがかみ合わないという部分がございますので。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、先ほど問題がなかったのかというふうな点について

は、前回の9月議会ですか、3回の定例会のご答弁をなぞってお答えをさせていただいたというのが先ほどのお答えでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。やっぱり何を言っているのかわかりませんね。本当にこの問題、今まで我慢してきたんだけど、先ほどの通り一遍で木で鼻くくったような答弁でちょっと噴火してしまいました。6月、議会としては何回も口頭で要請しても答えられなかった。それで、文書で要請して4月28日開催、文書で要請したんですよ、1月13日のことが。それでも答えられなくて今度は6月17日、再度、議長名で請求しているんですよ。そのときもまたなお、誠意ある回答、そういう誠意は見られなかった。それで、口頭で、ようやく動き出した。その時点で初めて委員の任期切れがわかったということですからね。1月13日にわかったんでないんですからね。その点、確認します、町長。町長です、町長、さっき答弁したんだもの。

議長（阿部 均君）町長から答弁を求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これはここ具体の経緯経過でございますので、これは担当課のほうからお答えをさせていただきます。（「そうでないでしょう、さっき何と言ったの、前回同様ということを行っているんですよ」の声あり）ですから、前からの、前の議案書を。（「そこを確認しないで答弁しているんですか。全然責任ないんじゃないですか、あなたの答弁はそれじゃ。ちゃんと責任ある答弁してくださいよ」の声あり）責任ある答弁、しているじゃないですか。（「しているの、どこしているんですか」の声あり）何回も同じことを繰り返してこの議会の効率的な運営。（「質問に対しての答えになっていないでしょう」の声あり）運営になるんですか。（「なっていないですよ、あなたのご答弁は。なっているんですか」の声あり）議会そのもののあり方が問われますよ。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時40分といたします。

午後4時31分 休憩

---

午後4時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど改めての経緯経過ということでございますけれども、経緯経過につきましては、担当の総務課長のほうから説明をさせていただきたいというふうに思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。政策提言書の情報公開請求に係る経緯の部分で、遠藤議員さんのほうからは、1月23日というところからお話が切り出されておるようでございますので、そこからの経過について私のほうで答弁させていただければというふうに考えます。

ご指摘の1月23日に異議申し立てを終了させていただいたというふうなことでございます。その後、回答ができないまま日々を重ねてしまったということは、町長もこれまでも答弁にあったとおりでございます。そして、さらに4月28日に再度、請求をいただいたというふうなことでございます。しかしながら、この段階におきまして、審査会の委員の任期が切れていたということから、委員の選任を進めるべく取り組んだところでございますが……。 （「うそ言ってだめだよ」の声あり）そして、まず続けさせていただきますけれども、こんなこともあってこの4月28日の申し立てについても明確な

回答ができないまま、さらに6月17日に改めて請求を頂戴したと。そして、8月7日に弁護士会からの推薦等を受けて委員構成をして情報公開審査会を開催したと。そのときに、これまでの間の政策提言書の関係等につきまして、当然、道合地区ということで被災者の方々も関心をお持ちであり、かつ先ほどの答弁にもありましたように、坂元地区の行政区長さんであったり、議員さんからの前に進めよというようなことを趣旨とするようなご要望等もあったというふうなことで、議会の場で答弁されたものなども資料としてお示しをさせていただきながら審議をいただいたと。そして、9月25日に2回目の申し立て案件の審議を行って、そこで一定の結論をいただき答申の運びに相なったと。答申をいただきまして今度は9月28日に異議申し立てに対する審査会での決定、答申を受けまして、そのことを内容とする町長名での議長宛ての回答書、決定通知というものを送付させていただいたというふうな一連の経緯でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。中疎抜いてだめなんだね。4月28日に開催して、要求して、請求して、文書で、そのときの対応について伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。大変恐縮でございます。そのときの対応という部分、もう少しかみ砕いてお話しいただけると。（「文書で請求もらって、それを見てあなたたちはどういう対応をとったんですかということ。私は正式に、公式に議会議長名で文書で要請しているわけですから、それを公式に受けとって公式の課がどのような対応をしたのかということを確認しているんです」の声あり）

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。では、9月25日の部分、ちょっと重複……。 （「いや、28日の件についてお伺いしたんです」の声あり） それでは、9月28日でございます……。 （「いや、4月」の声あり） 大変失礼いたしました。4月28日の異議申し立てを受けて……。 （「異議申し立てでなくて開催請求、何だ、文書、見ていないの」の声あり） 見えています。ちょっと思い出しながらの部分があってちょっと誤った表現などもしてしまっていて大変恐縮でございますけれども、4月28日については、改めて審査会の審査を求めるというふうなことだったかと思えますけれども、そのことによりまして、私どもとしても本当に問題提起を受けてから相当の日数を要したこともあって、そのことも反省しながら、今後どうあるべきかというふうなところも内部検討したというふうな次第でございます。この案件につきましては、情報公開制度に基づく不服申し立てというふうなことでの一定のルールに基づいて取り扱う必要があることを確認し、その後の展開につながったというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そのときに、私はちゃんとした対応をとったのか、とらないのかということを確認しているんですが、その後、6月17日に再び、再度ですよ、全然そういう報告がないものですから、再び、再度、請求しているんですよ、6月17日に。というのは、その間、何をやってたのかということも含めて4月28日にそれを受けたときに、どういう対応をしたのかということを知っているんです。時間、すぐなくなるからわかるように。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。何分日数も日数もたっておりますので、思い出しながらというところでお許しをいただきたいと存じますが、一旦議会のほうから頂戴しました情報公開請求の部分については、情報公開の定義の中で、公文書とはというふうな部分の定義、町が保有する情報というふうな部分の観点から、検討するに当たっては町が組織的に用いるものというふうな部分であったり、当然、収受をしてその前提は決裁をし、組

織的に用いるというふうなことが要件として求められておりますことから、事実関係としまして総務課のほうで文書收受もしていない、決裁もしていない。したがって、組織的に用いられたものではない。そのことから情報不存在として一旦はご返答させていただいたかと思えます。そのことによって、手前どもとしましては、情報不存在という部分で一応の決着はついたものと、そのような認識理解をしておいたというふうな次第でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと議長、わかりました、今の話。私は単純に、素朴に4月28日に、何を求めているかという、異議申し立てについて山元町情報公開条例に基づき、速やかに山元町情報公開審査会を開催し、その審査結果について報告されるよう通知します。それは14日以内に求めなければならない審査会をいつまでたっても求めていないから、そして、それはその後も口頭で言っているんだけど、3月議会終わったときも言っているんだけど、口頭で言っても全然無視されてきたということで、では文書でやらなくてだめだねということが議会として決まって、文書でまず4月28日に文書でもって通知しているんですよ。その通知に対して、まずはどういう町が対応をとったのかということは今確認しているんです。今、あなたが言ったのは、それ以前の話のことで。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。4月28日、確かに文書で頂戴し、町側としては、それを問題視をしていたという事実はございます。その上で5月の連休等、その辺のタイミングであったりなども重なってしまって、結果としては何もやっていなかった、やれなかったということで、そのことを捉えますと、遠藤議員さんのご指摘の部分については、大変申しわけなかったというふうに言わざるを得ないというふうに受けとめております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、1月13日、何回も確認しますが、その後14日以内に求めなくちゃならないものを4月28日まで放っておいた、放置しておいたと。それで、4月28日に公式文書をもって求めた。それでもなお、動かない、今の理由で連休等々で忙しくてということなんでしょうが、それにしたって1カ月もあれば対応できるのかなとは思ってはいるんですが、それでもなお動きがないということで、改めて6月17日に追加の通知を出しているんです。この件については記憶ありますか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。記憶はあるかというご質問に対しては、記憶はちょっと薄れておりますけれども、記録を整理する事実の中でそういった事実はあったというようなことでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今のお話にありますように、公式のこうした通知に対して、願いに対して、要望、要請に対して、町は動いていなかったという事実なんです、町長。そして、それでもなお、この2回目の再度の請求をしてもなお動きがなかったということで、口頭で言って初めてわかりましたと。これは課長と私、直接話し合っただけから、これは課長、十分頭に入っているかと思うんですが、そこから動き出したんですよ。そして、確認したら、委員の任期切れというのが発覚したと。そういう経緯なんです。そういうことまで前回の答弁ではおっしゃっていないですよ。そういうことになるんですが、その辺のまず経緯について町長、ご確認されましたか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来のご説明、お答えは、一連の流れの中で不手際があったということでのご説明、おわびというふうなことでお答えをさせていただいたことでございます。（「いや、ですから、今度、新たに今確認されたことに対して、町長、

どう思われますかということなんです。2回も無視しているんですよ、我々の正式な、公式な通知に対して」の声あり)ですから、その辺も含めて一連の流れ、動きについて、対応に不手際があって大変申しわけないというふうな思いで前回は今回もお答えさせていただいているというふうなことでございます。

9番(遠藤龍之君) はい、議長。これは申しわけないなで済む問題なのかということなんです。ですから、期間をあけて、そして、今回改めて確認する意味で質問しているんです。それを先ほどのあんな無礼な答弁で終わってしまっているということで、ここまでやるとは考えてはいなかったんですが、それでは、14日以内に審査を求めていることについての対応について、このことについて申しわけなかったということですが、これ条例違反ということになりませんか、確認したいと思います。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。ご指摘の申し立てを受理した日の翌日から起算して14日以内に審査会に審査を求めるとというのが条例の定めでございますので、その分についていえば、大変申しわけございませんけれども、抵触していると言わざるを得ないということでございます。

9番(遠藤龍之君) はい、議長。抵触しているということになれば、その後の対応というのも考えるということになるわけですか。時間もいろいろあるので、さらに先ほど来出てきている委員の任期切れ、これについての対応はどうか。2年間も放置していた。たまたま大和町だかどこだかであったんだよね、手続放置というので。それに対しては明確に処分の対象として対応したということもあったもので、あわせてこれについてもお伺いします。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。議員のご指摘に対しての受けとめ方としましては、そういう条例の抵触もあるでしょうし、担当課としての対応の不手際ということも含めて前回は今回もお答えをさせていただいているつもりでございます。全体としていろいろと問題がそこにはあったというふうな中で、相当の時間を費やしてしまったと。そして、大変ご迷惑をおかけしておわびを申し上げなくちゃいけないという趣旨を前回は申し上げました。ですから、そういうふうな流れの中で、別に他意はございませんので、一連の流れについてはそれぞれの場面で大変申しわけない場面があったのでおわびを申し上げたところでございます。

9番(遠藤龍之君) はい、議長。おわびという言葉は簡単に表現できるかと思いますが、先ほど来の姿勢を見ていますと、その辺が伝わってこない。型通りに一辺倒の表現になっているのではという受けとめ方しかできない、今のお話の中では。ですから、改めて確認して聞くんですが、どちらも問題、抵触するということですが、この辺についての町の対応、例えば処分等々のことでのお考えはないのか、あるいは今後、検討するということになるのか。ちなみに大和町では、浅野町長みずから減給3カ月とか、そういうみずから過料を課してしていると、みずからですね。ということもあるので確認したいんですが、いかがなものでしょうか。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。こういう案件も含めてそれぞれのケースが懲戒処分者の対象にどの程度なるのかということについては、これはやっぱりそれぞれチェックをしながら対応しなくちゃいけないだろうというふうに思います。

9番(遠藤龍之君) はい、議長。この件につきましては、そういうことで対応していただきたいといった対応を求めておきます。

なぜこういう状況に至ったかということになるわけですが、それが前に移っていくわけですが、まず1つは、この坂元、従来から問題取り上げて、そして、いろいろ問題が生まれてこういったことにもなっているわけですが、政策提言書の公開を、その前にも求めても私文書、私からすれば理由にならない理由で公開をしないで、そのことによって今のような流れになっているということなんです、先ほどの話に戻るんですが、審査会のメンバー、ここには何というんですか、関係者がいるんですよ。いてこういう、本来ならば、私はもっとこの問題になっていいのかなと、問題というか、もっと違った結果が生まれてもいいのかなという疑念、疑問を持つから確認しているわけですが、そこに関係者がいる、その関係者を指名といいますか、任命したのが町だということで先ほどの話になるわけですが、これは本当に問題でないということでもいいですね、法令上、これは専門家に聞きます。

---

議長（阿部 均君）本日の会議時間は議事の都合により延長します。

---

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ちょっと基準等に関する部分の法令的なもの、手元にないで、記憶でお話しさせていただいて恐縮でございますが、一定の知識を有する有識者というふうな観点での構成の考え方であって、そこに案件ごとに委員会を構成してというふうなことはない規定になっていると。2年間なら2年間というふうなことでございますので、その中にはもしかしてその委員に関連する部分も場合によっては出てくる可能性も否定できないのではないかとございまして。これは1人の委員の意見で物事が決定するのではなくて、合議の5名の委員の中での決定だということでございまして、ご指摘の関係者云々という部分については、ちょっと趣旨にそぐわないのではないかと受けとめている次第でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の趣旨にそぐわないとか、ちょっとどういう意味なのかちょっと。私は関係者がいる、それを町が任命したということが違反、違反というか、問題にならないのかということだけを確認しているんです。問題があるのかないのかだけでいいんです。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。特に問題があるという認識は持っておりません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。はい、わかりました。町の姿勢、対応はそういうことだということです。ここでその辺について法律的なことやりとりしても素人同士がというか、困りますので、この件につきましては引き続き何らかの形で取り上げたいというふうに考えます。

次に、2件目の道の駅の関係の交流拠点ですね、の取り組みについてお伺いいたします。

町長、先ほどの答弁でその後、道の駅についても検討すべきという議会における議論というんですか、議会で議論した記憶ないんですが、このことについてですね、それは置いておいて、私は記憶がないと。誰と議論したのかわからないんですが、それから、このことについていろいろ協議をして結論を出したということが報告されているわけですが、いつもこういうことを聞いて大変申しわけないんですが、役場敷地内に整備しないといった方針、いつどこで誰と誰でどういう場で決定したのかについて確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この問題につきましては、大きな場面としては、いつもご紹介申し上げているとおり、震災復興本部会議という場面でございますけれども、当然、この案件に限らず、すべからく担当課というものがございまして、担当課を中心に。（「町長、申しわけないけれども、この件についてだけの今質問だったんだけれども、一般論でなくてこの件についていつ、どこで誰の中で決めたかということをお聞きしている」の声あり）状況を説明しません。（「状況は何回も聞いていますから、その辺については」の声あり）わからないというふうな先ほどからお話もございまして、その辺、説明させていただかないと、中途半端な形になってしまいますので。

そういう本部会議に至るプロセスというのがどの場面でもあるんだと。この場面についても、担当課を中心としたいろんな検討を重ねる中で時折相談も受けますし、私も相談を受けた中でまたさらに議論を重ねてというふうな、その繰り返しでございます。だから、どの時点でピタッというふうな、申し上げにくい部分でございますけれども、本部会議というのは、8月19日で敷地内には建設しないというふうな方針を報告をし、決定をさせていただき、その後、21日の特別委員会でもその旨を報告をさせていただいたというふうなことでございます。ですから、この本部会議の前に必要な検討をトータルに判断して、その線で本部会議なり対応しようというようなことで決めてきているというふうなことでございます。すべからくそういうふうな繰り返しでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。全然答えになっていません。私、このこと、全体部分で皆さんにわかるようにいろんな説明するのは、それはよろしいですけれども、私は具体的にこの件について聞いているんですから、この件についていつ、どこで誰と誰と誰で決定したのか。そして、今の話だと、その結果を幹部会報告で、幹部会でないな、本部会議で報告したというのがその経緯ということで今受けとめているわけですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大きな動きとしてのご紹介できますけれども、いろんな業務を日々、繰り返し繰り返しやっている中で、いつどこで誰と誰というふうなところまでの一つ一つの記述、整理というのは、これは現実不可能でございます。ですから、担当課の原案をベースに副町長であったり、あるいは必要があれば、教育長にも参考意見を求めたりと、そういうふうな部分でやるというふうなことでございます。もう少し肉づけすれば、産業振興課を中心に関連する関係課に少しでもいろいろと相談をしながらそういう意見も踏まえて、やはり前にお話しした役場内でのデメリットの部分があるんで、これはこういうふうに決めると、これで本部会議にお諮りすると、そういうふうな流れをそれぞれつくってきているというふうな状況でございます。

議長（阿部均君）9番の遠藤君の質問は、本部会議に諮る前の前段の部分についての質問でございますので。（「今お話しさせてもらったように、いついつお話ししたとかと一々できませんので」の声あり）最低限、三役で話し合ったとか何かぐらいは答弁できると思いますので。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう重大なことを井戸端会議的なというやり方で決めてきたということなんですか、今の町長の説明聞くと。正式な会議が、この庁内会議ってあるんでしょう。そして、私たちがこれまで受けとめているのは、こういった重要な議題、事案については、本部会議で最終意思決定諮る、協議するという、これまでも言っているんですよ。それで、今回の場合には、この件につきましては本部会議には報告だけなんですよ、この報告を聞いていると。だから、その前に誰かが決めているというこ

となんです。しかしながら、こういう重要事案は当然、正式の会議で決めているはずと我々はこれまでも重要事案というのはそういう受けとめ方をしているわけなんです、ですから、その前に決めた機関はどうなんですか。メモも会議録もとれない、そういうところで会議したということですか、それではこういう重要事案を。ということの確認なんです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。たびたびこの種の案件についてのお尋ねありますけれども、一つ一つの打ち合わせで誰が出てどうしたというふうなのは、よほどの場面でなければございませんので、そこは政策形成過程の中でいろんな部分がございます。いろんな積み上げをする中で必要な検討をして、確認をして進めるというのは、これはどこの組織でも同じでございます。

ただ……。（「そうですか、皆さん、課長の皆さん、頑張ってください」の声あり）決して予算査定もしかりです。全部必要な検討をしながら積み重ねをしながらやっていると。少なくともこの9カ所の場所選定の話もしました。そしてまた、その絞込みの話もしました。最終的には役場周辺というふうなところで来ました。役場周辺でもいろいろあるということで、役場内の利用の可能性を探った中で、こういう関係があるのでこういうふうな方向でいきましょうというふうなことを決めてきたということでございます。（「時間もったいない、時間って私の時間の時間ですよ。一々確認だけのあれなんだから、議長、その辺、少し、ちゃんとコントロールしてくださいということで改めて」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。こういう重要事案を本部会議にかける前に打ち合わせ等々でそういう場面で決めると、そこで決めて、そして、それを本部会議で報告して、私はこれで行くよということでこういった重要議案が決まるんだという経緯については、やり方、手法についてはわかりました。そのメンバーが、ですから誰とというのは、多分いろんな場面でそういうやり方やっているから、多分町長はわからないんだと思うんだけどというのもわかりました。そういう形でこの山元町の重要な決定事項が決められているということが、今の町長の発言で明快になりました。

ということで、改めて聞きます。この場所、この至った経緯に問題はないかということで聞いているんですが、7月10日前までは、町の方針としては役場敷地内につくるという方向で我々は説明を受けている、議会で、公式な場で。改めて伺います。7月以降にそういった打ち合わせ、8月19日に報告するまでの間、どのくらいの間、打ち合わせでも何でもいいです、この件については、多分たった1カ月間の間の話ですから十分町長の頭に残っていると思うんですが、何回この打ち合わせをされたんですが、この件について。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員、毎日、相当の案件を繰り返し繰り返しやっているわけですよ。2カ月前だから、3カ月前だから頭に残っているだろうと、そういう状況でございませぬよ。（「いや、正式な会議だったら会議録として残っていますからね。だから、それを示していただければいいんです、そしたら」の声あり）本部会とか、そういうものは議事録、ちゃんととっていますけれども、日々の打ち合わせ、そういうのを記録とっているところなんかは、少なくとも山元町のみならず、ほかの自治体でもあり得ないです。別に何か遠藤さんのご指摘は、山元町は、私が特殊な仕事を進め方をやっていると言わんばかりのお話をされますけれども、（「全くそのとおりです」の声あり）そん

なことはございません。予算査定にしてもしかり、そういうことでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。周りの課長さんたち、そういう決められ方でいいんですか、そういうことで皆さんはと思われそうですよ。そうすると、課長の人たち、何やっているのというふうな町民、世間からは見られるのかなと、今の町長の説明ではですね。

そういった話をしてもあれなんで、7月10日以降、結局そういったもろもろの打ち合わせ、忙しい中での打ち合わせの中で突然、役場敷地には設定しないと、には整備しないということに決まったということなんですが、もし、そういう決められ方であるならば、本当にまさに今言われますように、これ町長の独裁の何物でもない。そうですよ、全くの独裁ですよ。誰にも、本部会議でも決めていないんだもの。これは重大なことですよ。町の方向が本当に見えなくなる。先ほど来、もろもろきのうからいろんな質問ありますけれども、そういった決定事項もそういう決められ方で来たんだというのが改めて確認され、ですから、なかなか結論が出てこないというようなことが全く明快になったということをおきます。

そして、今の突然決まったということについても、町長、独裁で決めてしまったということなんですが、その決める際に、いろいろ理由をつけているわけですが、その3点挙げているわけですが、とりあえず仙台方面からのアクセスが云々というのは、それはどういうことなんです。町長、これは町長決めたんですから。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。最終的には私の決定権という部分は、それはありますけれども、事務的に比較考慮、あるいは関係機関との確認をしながら結論なり、状況を把握しているということでございますので、その辺、ご理解の上、すべからく町長がお答えしなくちゃいけないということでもないということもご理解いただかないと、うまくないんじゃないかなというふうに思います。

この前からこの問題もご説明させてもらっておりますけれども、仙台方面からの来客、交流人口の流れ、これが山元町は位置的な関係からしてそれが主流になっていると、メインになっていると、そういうふうなところでの右折、左折での関係、役場の駐車場のスペースの問題、それから敷地の確保の面積の問題等々というふうなことで、きのうからもその辺の前後関係はご説明させていただいたとおりでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。全く私の質問に答えていませんよ。余計なことばかり答えて、それで時間、どんどんどんどんなくなっていくんです。

私は仙台方面からのアクセス、何で決めたと、私は何でだめなの、仙台からのアクセス性がだめだから、問題があるからあそこの役場敷地内にはつukらないということにしたんでしょう、その理由にしたんだから、それはどういう内容なんですかということをお聞いているんです。そのことだけでいいですから。

議 長（阿部 均君）質問者の質問の趣旨に沿った形で答弁願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。右折で、これは信号機なり右折ラインつけばというふうな部分は一つでございます。ただ、先ほど言ったように、今度、右折して入ってくるの動線ですね。そして、今の新しい道路法線ですね、新市街地からの道路線、これの前後関係の中で駐車場の位置、あるいは施設の位置、あるいは駐車場を含めた施設の収容できる敷地の規模間、こういうふうなところからの判断だということでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。余計な話ししなくてもいいんですけども、アクセス性だけのことについて聞いているんですから、アクセス性には問題はないんですね、今の話では。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。アクセス性は右折か左折か、スムーズに入れる要素、これがどちらなのかといった場合は、大きな流れを考えれば、できるだけ仙台方面から左折ですっと入れる要素のほうが、比較考慮すればまさっているということだろうと。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何かそういう話だと、もう既に左折するところが決まっているんだなというような話に承るわけですが、それはまず置いておいて、後から確認するから。全くここには役場ではだめだということの根拠になりませんよ、右折、左折。私たち説明を受けているのは、役場、新庁舎の立派な広い道路になって立派な信号があるところを曲がっていくんだから。そして、1億何千万もかけて今も工事していますけれども、右折しやすいようにとずっとあそこ拡幅するんでしょう、右折レーンを。それは安全を保つために、確保するためという工事、今しているんじゃないですか。十分それははっきり言って理由になりませんよ。そのことについては、右折問題については、どうですか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。手元に8月21日の特別委員会での説明資料にも記載して、これに沿って説明をさせていただいたわけですがけれども、先ほど議員のほうからは、アクセスだけでいいんだというお話ですがけれども、だから、私、先ほど来からお話……。（「議長、おれがさっき聞いたのはいろいろ3つあるよ。3つあるからだけど、俺が今聞きたいのはアクセス部分だけを聞くんですよということ。おれはそのほかのことは別にして何もしていませんよ」の声あり）議員は、一つの要件だけでという類のお話をされたんで、私はそうじゃなくて、先ほど来から説明しているように、面積の、所有面積の確保なり、来庁者の安全な動線確保というふうな一定の判断要素、これに基づいてご説明をさせていただいているというふうなところもあわせてご理解いただければというふうなことでございます。（「休憩」の声あり）（「賛成」の声あり）

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は5時30分といたします。

午後5時20分 休憩

---

午後5時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。休憩前の状況がちょっと途切れておりますので、思い出したらまた再開いたします。

改めてお伺いいたします。候補地の検討の経緯についてなんですが、先ほど来、説明されているのかなど、また説明したでしょうと言われますので、説明したということで確認するわけですが、9カ所というのがたびたび出てくるんですが、この9カ所の話はもう既に役場敷地内ということで詰めているという時点で、もうこれは既に過去のものになっているのではないかと。そもそもこの間の説明の中で、今でも旧候補地というのが生きているような説明を行っているんですが、その辺の状況について確認をしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。9カ所の候補地の関係でございますけれども、24年度からですか、この問題に取り組んできた中でお答えしているようなそれぞれの地区の候補地を選定をしましていろいろと検討を重ねてきたと。時間の経過の中で一つ一つ絞り込みをかけてきて、最終的には役場周辺というふうなことでのプロセスだというふうなことを

まず再確認をさせていただきたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。打ち合わせ程度だと、やっぱりそういう確認しかできないのかなど。みずから示しておきながら、みずからが、自分が出している方針なのに自分自身がつかんでいないというのがかいま見えるということをおいて、役場に決めた、役場に決めたんですよ、役場敷地内に。その9候補地を検討している結果、役場周辺地区という、役場周辺地区2カ所という中の2カ所のうちの1カ所、そのうちの1カ所で決めると、役場周辺地区1カ所、それが最終的に役場敷地内ということになって、そのことでもう検討を進めてきたというのは、自分が出した方針ですからおかしなことを言わないでほしいんですけども、それは既に新庁舎基本構想の中でももう既にうたっているんですよ。そして、そのことによって新庁舎基本設計というところまで行き届いているという経緯があるんですよ。その結果、我々に7月10日、報告を受けているわけですよ。そのときには、役場敷地内という方針は決まっているんですよ、最終の。役場周辺2地区のうちの1つ、その1つの中から役場敷地内に建てると、整備するというところで進んできているんですよ、7月10日まで。

そして、時間もあれですから言うてしまうんですが、その経緯の中で平成26年4月町長選挙、明確に町長は、役場敷地内にその産直交流所というんですか、名前、いろいろ変わるからなんですが、それを役場敷地内につくると言っているんですよ。公約ですよ、これね。それと基本構想の動く時期が、動く時期といいますか、取り組む時期が重なっているんですよ。もう既にその時点で、そういうことで町としては動いてきていると。これが事実なんですけど、どうでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、そういうお尋ねが再度ありましたので、改めてちょっと振り返りながらお話をさせていただきたいと思います。

確かに町の新庁舎の基本構想ですね、これは26年7月に策定をいたしまして8月にこの特別委員会に報告させてもらったんですが、交流拠点を初め、併設の可能性がある施設については、一定程度、考慮に入れてきたと。例えば併設の可能性として消防分署などもというふうな思いもあったというふうなところで、そういうふうなことを意識しながらの基本構想をまとめてきたと。

そういう中で、特に交流拠点の施設、これにつきましては、役場周辺に整備することとされておりました。役場敷地内に整備する可能性もあったために、プロポーザルの実施に当たっては、交流拠点施設を役場敷地内に整備するとした場合の配置案もあわせて提案してもらうようお願いをしたと、こういう流れですね。

また、業務の委託に当たりましては、交流拠点施設を役場敷地内に整備する場合の配置の検討も含めて発注、委託したということは、それは流れといいますか、事実でございます。

そういう中でご指摘のことしの7月10日ですか、全協の時点では、お示しできる基本設計案、これがまだ持ち合わせていない段階での意見交換でございました。そうは申せ、やっぱり何らかのイメージを持ってもらう必要があるだろうと。そうしないと、一定の説明なり、議論が深まらないと、そんな考えのもとに基本設計の業者選定の際に業者から提案のあったプロポーザル案を参考までにお示しをさせていただきました。模型につきましては、プロポーザルの案を模型にしたものを展示している。そして、このことについてはこの旨を説明の際にも前提条件としてお示しをさせていただいていると、

そういう流れがございます。

そして、交流拠点の場所については、産業振興課を中心にして役場庁舎内への設置も候補の一つとして別途継続協議した、検討していた、そういう流れもございまして、この辺については先ほども触れさせていただきましたように、最終的な整備の箇所というふうなことで8月の21日の特別委員会のほうにこの交流拠点の整備箇所についてということでの考え方を報告をさせていただいたところでございますが、最終的に仙台方面からのアクセス、来場者の安全な動線確保、そして、所要面積確保の理由から、役場敷地内に設置しないことを決定させていただいたということでございますので、こういう流れを改めてご理解いただければ、突然の方針変更というものには当たらないんじゃないかなというふうに思います。

さらに、8月21日の特別委員会の中で報告させていただいた3点、改めて確認させていただきますと、仙台方面からのアクセスという考え方については、この経営計画上、交流拠点施設のメーンターゲットを仙台方面からの入り込み客としておりまして、役場敷地では国道からのアクセスで右折が必要となると。土日を中心として渋滞等が懸念されるという部分があるということが一つございました。

それから、来場者の方々の安全な動線確保というふうな点につきましては、先ほど来、申しましたように、新庁舎を初め、本施設の交流拠点施設の適正配置を検討した結果、専用駐車場と一体となった本施設、用地面積が確保できないと。専用駐車場と交流拠点施設が分離をすると、利用者の安全な動線確保ができないというふうな考え方でございます。

それから、3つ目として、所要面積の確保については、この道の駅で一体で整備する場合、施設なり、専用駐車場に要する面積確保が困難であるというふうな、こういう大きな観点から、残念ながら役場敷地内での整備についてはできない旨、報告をさせていただいたというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう話、聞くとまたもとに戻るんだけど、少なくとも7月10日までは役場の敷地内に整備するという町の方針は変わっていなかったと、我々に説明受けたんですからね。そして、何回も確認したいんですが、その後、これはもう確認されたんですけれども、1カ月ちょこちょこで大きく、まさにこれは突然ですね、突然という意味、町長、わかっているのかどうかよくわかりませんが、こういう意味では突然なんですよ、突然変わったんですね。十分な議論も我々からすればないまま、1人の方の独断で決めてしまったと、敷地内につくらないということをね、というのが今の説明であったかと思えます。

そこで、改めて聞くんですが、この際の町長公約、先ほど来、公約の話、出ているんですが、町長公約の重みって町長、どのように受けとめているのか、ちょっと改めて伺うんですが、町長は明確に町長選挙で役場敷地内に整備するということを言っているわけですからね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は常にマニフェストを懐にして確認をしながら物事に当たっているところございまして、この時点では、産直施設というふうな表現になってございまして、大きなタイトルとしては、交流人口30万人を目標に施設整備等による交流人口拡大という、その中で個別の施設整備として産直施設、お花畑、または家族で楽しめるパークゴルフ場等を整備と、こういうふうな方向性を示しているというふうなこ

とでございます。

公約というのは、当然、重く受けとめ持てる力を十分発揮し、組織の力を最大限生かしながら一つ一つ課題解決しながら実現をするということだろうというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした認識、自覚があるならば、この辺については、もっとやっぱり考えるべきではないのかということを含めて確認したいと思いますが、しかしながら、それについてもお答えは見えているのかなということで、この件についてはその重みはその重みになっていないということを含めて指摘して、先ほど来、出ております新庁舎の件なんです、整備との連携ということで進め、この交流拠点は連携する施設として進められてきたんですが、役場の敷地内につくられないと、一体とした形にならないとした形では新庁舎はつくらないということ、これは関連ありますからね、ということになるわけですが、そうしますと、これまで費やしてきた一体となった基本設計、これがもう実施設計というところまでいくんですが、役場庁舎のコンセプト、コンセプトって私、余りよくわからないんだけど、その考え方ですが、それは連携するものとして役場の形、内容を決めている、当然、設計者はそういう形。それが今度、なくなったんだから、新庁舎についても改めてゼロから考えなくちゃならないということになるかと思うんですが、俺はそうなると思うんです。そうすると、新たなまた財源が、財源というか、まさか今までのつくり直してくれ、これただでというわけにもいかないと思うんだけど、そういうふうになるかと思うんですが、これは担当課に聞いたほうがいい、聞かれても困る、担当課。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。新庁舎の件については、昨日もいろいろとやりとりをさせていただいたところでございます、議員、ご指摘のとおり、今、基本設計が形としては終わるという段階に来ているということは、きのうも答弁申し上げております。

それで、きのうもちょっと申し上げましたけれども、我々庁舎側という言い方をしては申しわけないかもしれませんが、庁舎のほうとしましては、配置の決定に相当時間を要してしまったということで、きのうも申し上げましたが、残念ながら、本来基本設計で到達すべきレベルに達していないと。きのうもちょっと触れたんですけどもあえてもう一度申し上げますけれども、大きな論点としましては、いろいろ今、職員、議会、町民の皆さんにいろいろ確認しているんですが、大きな論点としましては、我々としては3つあると考えておまして、1つは形、それからもう一つは、これは主に職員ということになるんですが、吹き抜けの問題ですね。旧庁舎にいらっしゃった方は、吹き抜けという部分に非常に寒いという意味で抵抗感を示されておまして、その部分をどう解決していくか。

あとそれから、もう一つ大きな問題として議場の問題があるかと思えます。議場につきましては、そもそも一般開放といいますか、議場専用ではなくて一般開放するのか否か、それによって議会を例えば1階に置くのか、2階に置くのか。実は結構議会って大きな面積、議場って大きな面積を占めますので構造上、大きな要素になるというところでございますので、そういったところを検討していかなければならないと。

よって、先日来申し上げておますが、実施設計というステージには財源の問題もあって移らせていただきたいというのがお願いということにはなるんですが、今申し上げたような本来基本設計である程度、決めるべき論点については、実施設計にステージを移してもその前段で今申し上げた関係の皆様方と議論をしながら、ただ、それも実施設

計に入って半年、1年かけていいという話でもないものですから、そこは時間を置かずにある程度、方向性を示して、決めて本来の、本来のというところとあれですが、実施設計に入っていきたいというふうに考えているということです。これが一応担当課の考え方でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう答えになると、議題外というか、ということになってしまうと、私はこの影響がないかということ、離してしまったことによって影響は生まれてこないのかということをお尋ねしたわけですが、今の答弁では、独立した、逆に言うと、かえってよかったみたいな感じの話になるわけ、離れること、改めてやる。

聞きたいのは、改めてやり直しというか、単体として今度はつくっていくということなのね。その際に、そもそも契約違反というか、同じ業者がやっていいものかどうかという考えが生まれてくるわけです。というのは、プロポーザル方式で一体のものとして何社かにプロポーザルでそこから選んで、そして、契約してシーラカンスに決まったということになるわけだけれども、いや、庁舎単体だけだったら、俺たちだってもっといいのつくるといのがなりかねない。そういったことを考えたら契約違反というか、契約違反というところまでいかないんだかもわからないけど、しかし、その業者は単体だったらもっといいアイデア出たというようなのが生まれかねないのではないかなという、ではないかなということで、そういうことも含めて問題はないのか、影響があってその影響、そのことによって交流拠点施設を役場敷地内に整備しないとされた突然の変更によって、影響としてそういうことが生まれてこないかと、あるいはそういうこともちゃんと含めて検討したのか、そういう問題は生まれぬのか等々も、その事前の打ち合わせの中でそういうのはなかったのか、打ち合わせの中身、何ぼ聞いてもわからないというからそれはそれで確認しないんですけれども、その辺の影響は課長、どうですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。このプロポーザルの前提条件、ちょっと振り返ってお話をさせていただきますと、考え方としまして、設計案をコンペしたというのではなくて、我々と一緒にパートナーとしてやっていける設計者を選んだというような我々は考え方でおります。ですので、当然、いろいろな絵を書いていただいて、中にはシーラカンスさん以外にも魅力的な提案もなかったわけではないですが、いろいろその提案をお示しいただいて、それに対して学識経験者とか建築の専門家とかいろいろ形で委員に入っていたわけですが、その方たちとのやりとりとか、そういったものを総合的に勘案して役場といいますか、委員会としてこれは役場庁舎の設計、パートナーを組んでやるに足るであろうという業者を選んだということで考えておりますので、確かに交流拠点がなくなったということで、前にもちょっとお話ししたと思いますが、はっきり言うともうゼロベースから、前にも全員協議会の中では、7月10日の全員協議会の中でお話ししたんですが、前のときの場所決めというのは、やはり集客施設である交流拠点施設というのがありきで、それでそれに連動する形で役場というような、何か新庁舎の話なのに、どちらかというと役場が主従でいえば従みたいな形での配置決定であったわけですが、それを一旦なしにしてもう一度ゼロベースで配置、階層、そういったものを一から検討したということでございますので、そういった意味で時間的な部分で影響があったというのは事実ですし、その結果として本来、詰め切るところまで詰め切れなかったというのは、これは認めざるを得ませんし、その点についてはおわびするしかないというふうな状況でございます。以上でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。突然の変更ということでは、周りの人たちに迷惑をかけているんだなというのがわかったところであります。

そこで、その場所の選定ということなんですが、先ほどの直接の答弁はありませんでしたが、今後、道の駅との一体型整備として造成等が伴うとした場合、これらの費用を加えた交流拠点施設整備費も増額となりますといったようなことが答弁の中にありますが、これはどこを何を想定した造成ということになるのか。

あわせまして、そうした場合、やはり総事業費と、きのうも先日もやっぱり総事業費については、皆さん、気になるところということかと思えます。3億で済むものがどのくらいかかるのか、造成という新たな問題、課題が、問題とありますが、そういった事業がふえれば当然、造成、自分のうちの土地だったら造成といってもそんなにかかんないけれども、そういうことを考えますと、やっぱり総事業費、非常に気になる場所なんです。そして、その財源もこれは町の財源を相当使わなければ、町の財源って一般財源ですね、自由に使える金ということが非常にやっぱり、今さら言うのも何ですが、道の駅と一体型、そもそも俺は産直交流拠点施設そのものが道の駅という頭でいたから、とりたてて道の駅というふうな思いは余り強くないんだけど、もともとそういうものだ。

そうすると、事業費については、そういったことも含めれば、当然、これは時間の問題もあります、時間というか、目の前でもつくらなきゃいけないという状況になっているわけですから、当然、それも想定していると思うんですが、その辺についてどうなっているのか、そことした場合に、どのくらいの金になるのか、そことか、皆さんの頭の中にあるところにつくろうとすれば、どのくらいの費用がかかるのかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに場所によって必要な箱物建築費以外にも一定の費用が当然プラスされるというふうな、そういう考え方を、お答えをしてきたところでございます。これらについても、一体型というふうな中での役割分担なり、費用分担なり、あるいは用地取得なり造成費というふうなもの、それがプラス要因でございますので、それについては一定程度は町の財源も想定せざるを得ないということで考えてございますし、内容については、きのうからお答えしており、今お願いしつつある基本構想、計画の国土交通省とのやりとりに必要な調査を進める中で、少しでも明らかにしてまいりたいなというふうな考えているところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今のも抽象的な、私は具体的に聞いているんですが、今、今度の補正でも出ていますね。それを決めるにしても、一体どういうものをつくるのか、どこにどういうものをつくるのかということが前提になれば、我々、正直言って判断できません。だから、せめて仮定でも前提でもいいし、建物に3億をかけるというのは明確に答えられて、じゃ取得造成費というのはそれにかかわる外構工事等々というの、それは大体想定した中でのこれまでの、もう役場敷地内につくらないことは明確に決めたんだから、そこだけはね。そうすると、それにかわるものというものはあるんだから、想定して今のそういう話、進めているんだからその事業費というものは出てくるかと思うんですが、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。できるだけ早くその辺、お示しできるように、今回お願いしている計画策定の中で明らかにできる分は明らかにしていかなきゃいけないと、そういう考え方でいるところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。それを明らかにしてもらわないと、今後、我々が決めなくてないことを決められないということと言ったんですが、もうね、もうねというか、余りそういうことで引き延ばさない、交流拠点ってつくらなくてない。これまで2年間も3年間もいろいろ苦勞してやってきているんだよ。もうできていなくてないの、一番最初のスケジュールではもうできているですよ、一番最初のスケジュールでは。そして、待ちに待っている施設なんです、これは町民にとって。

そして、突然変更したということは、当然、その地を確定しているから、町長でしょう、独裁の。だから、自分で決められるからという意味だからね、それはもう明確にしたほうがいいんじゃないですか。そんなのに我々もどう対応していいかわからない。9のうち2つ、役場周辺に2つのうち1つだめにしたんだよ、だめにしたのね。そしたら、残るのはちゃんと想定されているんだ。そこしかないんだよ。ということで我々受けとめていいのか。受けとめた場合に、そうなると、左折、左折だけ、その場合だったら左折だけだけれども、今度は右折大変だべ、信号も何もないんだよ、そこだとすれば。そういう問題点、そこを明らかに明確にってもらわないと、そうでないと無駄になるんですよ、680万円、本当に進めるか。そういうことなんです、町長、どうですか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まさに遠藤議員のご懸念ももつともなところもございます。しかし、一定の専門的な見地からの検討、あるいは試算、積み上げというものが必要でございますので、そういうプロセスを経た中でそれなりのものを、精度の高いものをお示しをしていかなくちやないだろうというふうに考えております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。プロセスというもの、それをきちっとその部分は示しているから、だから役場敷地だけにはつくらないと。そこだけ決めて、これからまた改めて決めっぺやなんて、そういう話でないしょう、これまで進めてきたの。そんなの誰が見ても、当然、候補地決まっているからこの辺にするためには役場周辺はだめだと。

そして、役場周辺、だめだからという理由をいろいろ考えた結果、3つつくったんだけれども、なかなか本当に根拠となるような理由だったかどうかというのはあるんだけれども、町長、独裁というか、町長独断で決めるということを確認にしたんだからやっぱり決めて、そして、決めて初めて今度、我々と情報を共有して何がいいかという、そういう決め方していかないとだめですよ、この問題だけでなくて全て。ということなんです、いかがでしょうか、もう場所の選定についてですよ。そうでないと、我々も町民からも結構そういう関心が多くて尋ねられます。どこにするのと。その中でも中途半端な、多分ここだべ、ここだったら問題あるべなとか、あそこだったら消防署のといろいろな話になるわけだけれども、やっぱりその辺、明確に答える、あそこはだめだと言ったんだから、やっぱり町長は責任を持って明確にしなくちやならないと思うんですが、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろんな試算のやり方、あろうかというふうに思います。事務的に出すやり方もあるかもしれませんが、やはり一定の専門的な立場からの業務委託をお願いして、その中で積み上げてもらうというふうにはいたしませんと、なかなか責任持って事業費というものはじき出せないといいますか、お示しできないという部分でございますので、そういうふうな意味での業務委託という、そういうプロセスをとらせていただいての必要な資料の説明、報告というふうな、そういう流れであるとい

うふうなプロセスでございますので、その辺、ぜひご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。先日来出ていますが、既にそこにつくるといふ、坂元にはつくらないということは明確なんですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。きのうもお答えさせていただきましたように、さきにご報告したとおり、道の駅と一体化で整備する方針としたことから、その道の駅の候補地としては、これらの検討結果をベースに現状の変化を踏まえ検討し、絞り込んでまいりますというふうな、現段階ではそういうふうな考え方だというふうなことでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。これまで言い続けてきた役場周辺地区というのは、今もまだ変えていないということですよ。ということであれば、その結果、坂元にはつくらない。役場周辺地区、役場周辺地区といえ、皆さんが頭に描かれているところだということになるかと思いますが。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。現段階では先ほどお答えした程度の状況であるというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）9 番遠藤龍之君の質問を終わります。

---

議 長（阿部 均君）これで一般質問を終わります。

本日、説明員として出席いただきました選挙管理委員会委員長渡部 侑様、大変ご苦労さまでございました。

---

---

議 長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月14日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後6時02分 散 会

---